

第五百十回
国会

参議院選挙制度に関する特別委員会会議録第三号

平成十二年十月十日(火曜日)
午前十時五分開会

委員の異動

十月六日

辞任

山崎 力君

補欠選任

長谷川道郎君

十月十日

辞任

泉 信也君

補欠選任

鶴保 庸介君

入澤 肇君

長谷川道郎君

星野 明市君

脇 雅史君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

倉田 寛之君

小山 孝雄君

鴻池 祥肇君

森山 裕君

森本 晃司君

阿南 一成君

入澤 肇君

岩瀬 良三君

亀井 郁夫君

木村 仁君

齊藤 滋宣君

鶴保 庸介君

仲道 俊哉君

長谷川道郎君

林 芳正君

星野 明市君

吉村剛太郎君

若林 正俊君

脇 雅史君

弘友 和夫君

委員以外の議員

益田 洋介君

佐藤 道夫君

片山虎之助君

須藤良太郎君

魚住裕一郎君

月原 茂皓君

保坂 三蔵君

西田 司君

入内島 修君

片木 淳君

政府参考人
自治省行政局選
挙部長

片木 淳君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○公職選挙法の一部を改正する法律案(片山虎之助君外四名発議)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(倉田寛之君) ただいまから選挙制度に関する特別委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案の審査のため、必要に応じ政府参考人の出席を求めることとし、その手続につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(倉田寛之君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいいます。

○委員長(倉田寛之君) 公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○森山裕君 おはようございます。自民党の森山でございます。

西田大臣には大変お忙しい中御出席をいただき、ありがとうございます。

まず初めに、去る十月六日午後一時三十分ごろ、鳥取県西部を中心に西日本一帯で広範に発生した地震災害被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。報道によれば、幸い死者はない模様であります。報道された皆様の一日も早い御回復をお祈りいたします。

なお、家屋倒壊、道路損壊、農作物被害等の損害が報道されており、被災地において迅速かつ適切な救助、復旧が進むよう切望いたします。余震が続いている上、雨が降った関係もあり、二次災害防止が重要であります。被災者の皆様の安全を重ねてお祈りするとともに、事態の推移を重大な関心を持って見守りたく思います。

また、災害援助に活動された自衛隊、そして近隣地はもとより全国から救援に駆けつけられたボランティアの皆様の活動に衷心から敬意を表したいと思います。

それでは質疑に入ります。

我が国の歴史の大きな岐路に立ち、奔流のように激変をし、とどまるところのない内外折々の諸問題に国民を代表し機敏に対処すべき民主的政治機能は、憲法上専ら衆議院と参議院に与えられております。我々は、この二院制をいかに駆使して、民主主義の理念のもと、国政に誤りなきを期すかが問われていると思ひます。

参議院とは何か、そしてどんな役割が国民から

期待をされているのか、この問題を常に検討しなければなりません。それが政治に責任を持たなければならない与党としての問題意識であります。参議院のあり方を問い、これまで先延ばしされるばかりであった選挙制度の改革こそ喫緊の課題であると考えます。

六年間の議員任期を保障されている参議院は、解散がある衆議院とは異なり、安定をした長期的視点でそれぞれの議員の見識と研さんの成果を発揮し、教育、社会福祉、外交、防衛など、国家と国民の存立にかかわる基本的問題に取り組むことが可能であります。まさしくその機能こそ参議院が良識の府たるゆえんであり、政党政治の場である衆議院に対する抑制と補完、そして政治の均衡を発揮することを可能にするものであります。

来々、いや二十一世紀冒頭の参議院選挙を控え、新しい選挙制度を考えるのは今しかなさう切迫した与党としての決断であります。

高い見識を持つ人材を広く求めるには、現行の比例代表選挙では候補者の顔が見えにくい選挙である、過度の政党化が進む、政党の行う候補者の順位づけが有権者にわかりにくい等々の批判があります。参議院がそのあるべき機能を発揮するためには非拘束名簿方式が適切であり、今回の改正案の提案はまさに時宜を得たものであると考えます。

議題となっております公職選挙法の一部を改正する法律案では、第一に、参議院の定数を現行の二百五十二人から十人減じて二百四十二人にすることとし、比例代表議員を百人から九十六人に、選挙区選出議員を百五十二人から百四十六人にする改正であります。第二に、参議院比例代表選出議員の選挙を非拘束名簿式比例代表制とする改正であります。

本特別委員会では、これまでそれぞれの立場の

方が委員名簿の提出について、さらには委員会への出席について、野党に対したる重要な要請を行ってこれられました。しかし、そのような努力にもかかわらず、一部会派は名簿の提出もなさいませんでした。また、十月六日には、法案の趣旨説明が野党の議員が出席をされないうまま行われました。そして本日も、佐藤議員さんを除いて野党の皆さんは全員欠席であります。審議拒否が続いていることはまことに残念なことであり、国会審議こそ議院制民主主義の根幹であります。それなのに、議員が最も大事な責務を果たさず、審議拒否を続けるということはどういふことなのでしょう。

また、この法案を白紙撤回しろと野党の一部は主張しております。国会は国の唯一の立法機関であります。この法案は参議院議員の発議による議員提出法案であります。それにもかかわらず、法案の提出を認めないということは、国民の代表である国会議員に憲法が保障している国会議員としての機能を否定するとともに、立法機関としての国会の活動をも否定するものであるといえるのではないのでしょうか。議院制民主主義のルールに基づき趣旨説明も終わっているこの法案を白紙撤回しろと主張されることについては、どうしても理解ができないのであります。

良識の府と言われている参議院であります。どうか速やかに委員会に出席されますことを強く望みます。

片山議員さんにもお尋ねをいたします。

平成十一年六月、各会派代表者懇談会のもとに設置された参議院選挙制度協議会は、ことしの二月、協議会報告書を議長と各派の代表に提出をいたしました。この報告書には、抜本的改革は次の通常選挙に間に合わせることは時間的に困難であること、当面は、現行の比例代表と選挙区制という制度の根本的枠組みは堅持することを前提としつつ、何らかの改革を行う余地があるかどうかを検討することとし、抜本改革については参議院の役割のあり方を踏まえつつ引き続き検討が行

われるべきであることで意見が一致したと述べられております。

この協議会報告書に見られる合意に違反をして非拘束名簿式比例代表制の導入を行わんとすることは全くの党利党略、御都合主義にはかならないといった、あたかも代表者懇談会の下審査機関である協議会が具体的な方向性を見出す役割を担っていたかのような間違った判断に基づく批判がありますが、この件について、まず見解をお述べいただきたいと思います。

○委員以外の議員(片山虎之助君) 今、森山委員からいろいろなお話がありました。

お尋ねの点に直截にお答え申し上げたいと思いますけれども、昨年の六月に御指摘の実務者会議というものができたわけであり、それは、議長と代表者会議の意を受けて、実務者が集まっていたわけであり、その際議長は、年内にひとつ報告書をまとめてくれ、こういうことなんですね。六月にできて年内にということなら、わずかな期間しかありませんから、当面は衆議院の関係で一番問題になっている定数削減をどう扱うか、これが皆さんの認識だったと思うんですね。そこで、定数削減以外のことについては、現行制度を時間もないから前提に物を考えよう、協議の前提に現行制度だと、こう実務者会議は決めまして検討のスタートを切ったわけであり、

そもそも、今、森山議員言われたように、実務者会議というのは代表者懇談の下に置かれたいろいろなことを検討する機関であります。我々は、これは各会派の考え方を整理したり意見を集約するところでございます。そこが結論を出すところではない。仮に結論を出しても、それが代表者懇談で認知されなければ、各会派あるいは参議院の統一した意思決定にならないわけであり、

ところが、御承知のように、定数削減すら、何回も議論をやったけれども実務者会議でまとまらずに、三案併記というんですか、三論併記というのか、そういうことでしか結局まとめられなかつ

たわけでありまして、それを受けて二月に、二月の二十五日ですか、それがまとまったものですか、報告書ですよ。まとまったのは、代表者懇談四回やっただけですよ。しかし、定数削減すらまとまらないんですね。これは、いわんやその他のことがまとまるわけではなくて、最終的には物別れ、平行線が終わったんですね。そこで、議長は、最終の、六月の二日だったんですか、何日かの代表者懇談では、引き続き議論だけ続けてくれと、こういう御注文があったんですね。

そこで、我々野党は、定数削減しかできない、来年は二十一世紀だ、しかも衆議院と違う選挙制度で参議院の独自性を出そうというときにこのままだいいんだろ、無党派層というのふえてくる、やっぱり国民の多様な意思を吸収するような仕組みが必要じゃないか、それは急ぐんで、もし今回見送れば四年先になるんです。しかし、今までの選挙制度改革議論というのはいつも次の次から、次の次からなんですよ。ということ、は、一個も進まない。

拘束比例代表制も五十七年に導入しました。そのときの議長は、二回やったら見直そうということと議長所信で各派に伝えていたわけですね。そこで、そういうことの経緯もあって、第八次の選挙制度審議会がこれを取り上げて大議論して、平成二年に第二次答申というのをまとめているんですね。それから、さらにことし、議長さんの諮問機関としての有識者懇も同じ趣旨のことをまとめているんですね。

だから、我々は十分議論を尽くしたこの非拘束をこの際思い切って導入することが我が国の民主政治、あるいは参議院のあり方、今、森山議員の言われた参議院のあり方、独自性、機能、そういうことからいっても必要ではなからうかと。しかも、ぜひ次の選挙からそれをやるべきだと、二十一世紀初めての国政選挙でありますからね。そういう認識でやっただけでありまして、党利党略なんか一切ないわけでありまして、むしろ

私は言っているんですよ、今の制度を一步も変えない、今の制度でなきゃ嫌だということのこそ見方によつたら党利党略じゃないかと、こういうふうな考えているわけであり、

○委員以外の議員(須藤良太郎君) 関連しまして一言申し上げたいと思います。

私は座長をやったわけですが、この報告書がこれだけ問題視されておりますので申し上げたいと思いますけれども、これは御承知のように九回にわたって会議をやっております。

一番最初に出たのが、この協議会の位置づけは何か、こういうことでございまして、議長の最初のお話等もいろいろありましたので、二回目までには私がいろいろ確かめまして報告いたしたところでございまして、これは、各会派がこの協議会の位置づけをしっかりと知りてくれと。それで、各会派同意しましたのは、この協議会は代表者懇の下にある一つの実務者会ということで、代表者会議にいわゆる報告を上げる、そういう性格なもので了解を得たわけであり、

そういう意味では、いろいろな意見、多様な意見でできるだけ共通点を見出し、あるいはそれを集約すると、そういうことで努力してくれという議長の話もあったわけでありまして、そういう方向でまとめてあるわけでございます。この点だけ一つ申し上げておきたいと思っております。

○森山裕君 御答弁をいただき、ありがとうございます。

今、片山議員から御答弁をいただきましたとおり、非拘束の話というのは唐突に始まった話ではないというふうに私もいろいろな資料を見させていたでいて思っております。

ちょうど第九十八回の国会、昭和五十七年七月十五日に「公職選挙法改正案の処理に関する議長所信」というのが述べられておりますけれども、この中でも、「この法律の施行の後、昭和六十一年の参議院通常選挙終了後」に新法施行状況等を勘案し、必要により本制度に検討を加えるものとする」という所信が述べられておりまして、昭和六

十三年十一月、議長の私的諮問機関の「参議院のあり方及び改革に関する意見」という中にも、比例代表選挙制度を存置する場合には非拘束名簿式の当否を検討することという議論もなされたというのがよくわかるわけでありまして、決して党利党略なものでないし、唐突なものでもないということを国民の皆さんもぜひ御理解をいただかなきゃいけないと思います。

私は、週末鹿児島に帰っておりまして、ある先輩がこんな話をされました。昔から、選挙と相撲とサツマイモはとってみたいとわからぬというものだから、どんな制度でも党利党略ではないんだというお話をされますけれども、なるほど、いい例えだと思つて聞いたところでありまして、ただ、何か党利党略とか唐突にやってきましたということではなくて、与党がやはり政治に責任を果たすという一点に絞つてとってきた行為であるということを国民の皆さんもぜひ御理解をいただかなければいけないというふうに思います。

次に、片山議員さんに三つ伺つてまいります。まず定数は正について伺います。

週末、選挙区に帰りまして、私の選挙区であります鹿児島県も定数が減ることになっております。いろんな方と意見の交換をいたしましたけれども、それぞれ複雑な思いを持っておられますけれども、現行法の中で、世の中がこんなに変わり、また民間企業がリストラをし、国家公務員の定数を減らすという流れの中で、国会議員の定数だけが変わらないというのはおかしいよな、甘受せざるを得ないのかなという意見が大多数であります。

ただ、長期的にわたつて参議院の定数の議論をするときには、本当に人口だけでいいのか、行政面積等々も考慮する必要があるのか、それは非常に難しい問題かもしれないけれどもそんな議論もそろそろ始めてくれよという意見も一部あります。前国会から、野党の反対のために定数十名の削減が成りませんでした。先ほど申し上げましたと

おり、国家公務員の定数の大幅削減や民間企業のリストラからして、政治家みずからも痛みを分かち合うためには選挙制度の改正とあわせて今回どうしても定数削減というものを成就させなければならぬというふうに出ておりますが、まず、そのことについての片山議員さんの見解をお聞かせください。

次に、提案理由説明では、候補者の顔の見える、国民が当選者を決定する選挙にすることを決断し、現行の拘束名簿方式を非拘束名簿方式に改めることとしたということですが、なぜ拘束名簿式比例代表を非拘束名簿比例代表に改めたのかをお伺いいたします。

次に、今回の改正について、個人名投票を政党投票とみなし、個人名投票の少ない候補者に横流しをする方式ではないかというように野党は盛んに批判をしております。

選挙制度の類型は、御承知のとおり多数代表制と比例代表制に大別をされております。多数代表制は、当該選挙区での最も多くの票を獲得した候補者から当選人を決定するという制度であつて、現在、参議院の選挙区選挙に採用されているわけでありまして。これに対して比例代表制は、各政党から提示をされた候補者名簿に対する有権者の支持票の数に応じて当選人を決定するという制度であります。

非拘束名簿式の比例代表制では、政党の届け出た名簿の中から有権者が最上位の当選人になるべき人の氏名を記載することを認めたのが今回の改正案だろつというふうに私は理解をいたすわけでありまして、したがつて、旧全国区における多数代表制の考え方に基いて票の横流しだとする批判は、非拘束名簿比例代表制の本質を理解していない、全般的な批判なのではないのかなというふうに考えるところであります。

そこで、非拘束名簿式のメリットは何であるのか、現行の制度と旧全国区とを比較してお示しいただきたいと思つています。

○委員以外の議員(片山虎之助君) 森山委員から

三点の御質問がございました。

まず、定数削減問題についてでございますけれども、森山委員言われましたように、国家公務員はこの十年間で二五％削減する。独立行政法人に移行するものもカウントしておりますから実質はそれより低うございますけれども、かなりな定数削減をやる。地方公務員も、これは各都道府県、市町村でやっておりますけれども、自治省等の資料で見ると、これも相当な、かつての定数よりは削減していつている。それから、地方議会の議員さん、都道府県議会議員さん、市町村議会議員さん、特に市町村議会議員さんの場合にはかなり大幅な定数削減を自主的にやっている。民間は、今お話しのようにリストラということで大変なことも努力をされている。

こういうときに、国会議員だけが我々は別だ、ほかのところはやりなさい、公務員はやりなさい、地方はやりなさい、民間はやりなさい、我々は別だというのが果たしていいのかな。こういう行財政改革の大きな流れの中での認識でございます。衆議院は、御承知のように大議論があつた後二十人の削減をやつたわけでありまして、我々も国民の前に参議院としての姿勢を示すためには何人かの定数削減に踏み切らざるを得ない。

そこで、どういうやり方があるか。これもいろんな議論があつたんですが、結局は一人区はこれほもうしうがありませんよ。それから、多数区も、三人区、四人区も、これは人口にスライドしてしようがないんで、二人区で人口の少ないところからと、こういうことになつたわけですね。それで、何人にするのかというのが十人になつて、衆議院が二十人だから十人ということでもないんですが、大体五割ぐらいの見当というところになる。四、五割の見当だと十人になつて、それから参議院の場合には、全国比例というのとは大差職域代表として意味がありますから、現行の定数の職域、地域の比率でいくとこれは三対二になる。そこで、十人なら六対四になる。半数改選だから一回の選挙で五人。都道府県選挙区が三人。そこ

で、申しわけないんですが、人口の少ないところからいくと鹿児島県、熊本県、岡山県と、こういうことになつたわけでありまして、鹿児島の方が大変そういう意味での御理解をいただいていることは私は結構なことだと思います。

そこで、人口だけじゃなくて面積も考えろと、そういう議論は昔からあるんです。ただ、そのために、人口の多寡にかかわらず参議院の定数は各都道府県一律で二人なんです、半数改選ですから。そうすると、残るのは五十六人なんです。そして、五十六人も半数改選なら二十八人なんです。そういう意味では、各都道府県一律に二人配分しているということでも面積を考へている、こういうふうには理解していただかなきゃいかぬのじゃないかと思つていますが、北海道はあれだけ大きいし、鹿児島県は海まで入れたら物すごいんですよ。そこのお気持ちはよくわかりますが、そういうことだということ、これはもう御辛抱賜らぬといかぬのじゃないかと、こういうふうに思っています。

それから、我々は、顔の見える選挙、参議院は衆議院に比べて党より人だと前からこう思つてきたわけでありまして、しかしいろんな議論があつて、五十七年に拘束比例になつて党名しか書けなくなつて、しかしその見直し議論は、森山委員御指摘のように、埋もれ火のようにずっとあつたんです。与野党に。特に自民党は何度もそういう議論をしてきたんですがなかなかまとまらなかつた、党内も、ほかの会派の間も。まとまらなかつたんですが、やっぱり顔の見える選挙、人を選ぶ選挙、それから、順位は党の幹部が決めるんじゃない、やっぱり有権者が決める選挙というのが、私は参議院の独自性というか自主性から見てベターではなからうかと。

それから、本来、今は政党政治ですからしようがないんですが、衆議院に比べて参議院の方が政党化が私ほど程度が少なくないと思つてます。そういう意味からいっても、今の選挙制度

は衆議院と似ているんですよ。向こうは小選挙区、ブロック比例、こっちは都道府県選挙区、全国比例で、あり方が似ていますから、やっぱり違う選挙で多様な国民の意思を吸い上げるということはどうしても必要なので、その意味では、先ほども言いましたが、無党派層がふえておる現状から見ると、やっぱり人を選ぶということは私は最大のメリットではなからうかと、こういうふうに思います。

それから、三番目の横流し議論は、これはなかなか、一般に考えるとなるほどという議論なんです。しかし、そこは森山委員が言われたように、今回は人を選ぶだけでなく名簿なんですね、比例で名簿なんですよ。

そういう意味で、例えば森山と書く一票は、まず森山さんの属する自民党を選んでいるんですよ。森山さんの属する名簿を出しておる自民党まで選ぶというのが第一義的。選んだ中で森山さんを当選させてもらいたいというのが第二なんです。まず自民党を選ぶ、それから選んだ中では森山さんだと。

そういう意味では、個人名は当選順位に対する一つの要件になっているので、だから森山さんを選んでいるからほかの自民党は全く知らないんだ、森山さんだけだというのはこれは俗論でありまして、自民党が名簿を出しているんです、森山さんを含む。だから、名簿を選んだということは自民党を選んだということなんです。その自民党の中で森山さんを上位で、できればトップで当選させたいと、こういう組み合わせですから。

だから、一番たくさんった人の票が横に回って横流しした横流しというのは、それは比例そのものを否定する議論なので、これはよその国でも似たようなことをやっていますし、それは比例は自民党と書くだけです、これこそある意味では全部横流しなので、その点の、私はまだなかなか理解が届かない点があると思いますけれども、私はこれは憲法上も十分合致する正当な議論だと、こういうふうな思っております。

大体、以上だったですかね。
全国区はこれは個人選挙ですから、政党選挙じゃなくて。
よろしくお願いします。

○森山裕君 今、片山議員さんの答弁を聞かせていただいたので、よく理解ができたように思います。どうもごっちゃにして議論があるものですか、国民がわかりにくいんだと思います。何となく、横流しだと言われるとそうなのかなと思ってしまいますけれども、第一義的には政党を選んでいくという原則が比例代表の選挙であり、憲法違反だとおっしゃるとすれば、今の制度も憲法違反なのではないかと問わなければならないことにならないわけでありまして、決してそういうものではないということをおもひはよく国民の皆さんにも説明を続けなきゃいけないというふうに思います。

次に、須藤議員さんに四点伺います。
名簿登載者個人の氏名記載による得票も、先ほど申し上げましたとおり、第一義的には政党の得票ととらえるべきものであろうと考えますけれども、政党の名簿に登載をされた候補者間の順位決定を有権者の意思にゆだね、顔の見える制度とする以上、個人の選挙運動量というものもかなりのものになるのではないかとこのように思料されるところであります。名簿登載者個人の選挙運動量についての基本的な考え方をまずお示しいただきたいと思っております。

次に、参議院全国区というのは、当初、全国的知名度の高い学識経験者と職能代表を選出させようとした制度であったと思っております。ところが、選挙区が広過ぎること、有権者にとって候補者の数が多く選択が困難であること、当初からいような問題が指摘をされました。そのほかにも、第一に政党化が進んだこと、第二に競争激化により金がかかり過ぎる選挙になったこと、第三に全国的規模での選挙違反が続発したこと、第四に専門的学識経験者にかわってマスコミ、スポーツ、芸能界などで得た知名度と人気を背景にしたタレ

ント候補が増加をしたこと、これはいい悪いは別の問題として、現実にはそうだったと思います。
という問題点が次第に大きくなってまいりました。中でも、候補者にとって膨大な経費と過酷な肉体を行使する選挙になったということが最大の問題点だったのではないかとこのように、旧全国区の場合は思っています。

そこで伺いをいたしますが、今回の制度でまた旧全国区に言われた銭酷区あるいは残酷区に逆戻りするのではないかとこの心配が一部あるんですけれども、そのことについては今度の改正の中でどういう配慮がされているかを御示しいただきたいと思っております。

次に、名簿登載者個人の選挙運動について公営とされることによって増加をする国費はどの程度という試算をしておられるのか、お示しをいたしたい。

三点お願いいたします。

○委員以外の議員(須藤良太郎君) お話しのようには、この非拘束名簿式比例代表制におきましては、当選人となるべき順位が各名簿登載者の得票数によって決定されることになるわけでありまして。

したがって、政党の選挙運動のほかに、名簿登載者個人の選挙運動を認める必要が当然あるわけでございます。これは衆議院の小選挙区なりあるいは参議院の選挙区のいわゆる個人の投票と同じで、やはり情報なりあるいは政策等々をしっかりと有権者にわかっていただく。特に今度は顔の見える、しかも選択しやすい、関心をそそる、そういう選挙にしたいということでありますから、そういう個人の情報、政策等をしつかり示す必要があるということだと思っております。

そこで、旧全国区が非常に膨大な運動あるいは経費を要した、こういうことであります。この問題は本当にそうなのかどうかという問題は私にはあると思っておりますけれども、それはそれとして、そういう膨大な労力なり経費を要する問題点がありますので、今回は個人の投票をしてもう

条件はできるだけわかりやすくPRしなきゃいかぬわけですが、それはそれとして、旧全国区で認められておりました選挙運動量を参考にしながら、これは政党の運動も一緒にやるわけですから、そういう面も考慮して、最小限に候補者個人の運動を抑えるように考えた次第でございます。

具体的に申し上げますと、例えば選挙事務所については前は十五カ所、これをもう一カ所にしてしまおう、こういうことで決定いたしましたし、自動車につきましては三台を二台にするとか、あるいはピラ、ポスター、これも相当数、三割以上削減をする。例えばピラにつきましては三十五万を二十五万に減らす、あるいはポスターについては十萬枚を七萬枚に減らす、こういうことをしておるわけでございます。

もう一つ、はがきの問題があるわけですが、これも、いわゆる静かな選挙といえますか、そういう意味で、はがきではできるだけ多くてもいいんじゃないかということ、特に有権者が二十年前の八千人から一億人にふえている、こういう事情を考慮して、これは十二万を十五萬枚認めよう、こういうことで決定しておるわけでございます。

それから、二番目のいわゆる残酷区、銭酷区という問題でございますけれども、これは要するに広い範囲である一定の期間に行うということですから、これは制度として言うのか、あるいは候補者になる人がそれなりの条件を備えて出る、こういうことが私は基本的には重要だと思っておりますけれども、それはそれとして、できるだけ経費あるいは運動等を軽減しよう、こういうことで進めておるわけでございます。

先ほど申しましたように、今拘束でやっております政党活動、これはやはり今日政党が果たしている機能、政治に果たしている機能というものを考えますと、個人だけでいいということじゃなくて、政党も込めてやると。要するに、政党と個人と両方でやるという選挙にしたわけでございまして、そういう二つの、政党と個人という面からま

ず負担は軽減されるのではないか、こういうふう
に思っておるわけでございます。

ぜひひとつ、そういう面で、例えば政見放送な
り新聞広告なりあるいは選挙公報というものは今
やっている拘束式の政党活動の中でやる、個人は
やらない、こういうことにしておるわけござい
ます。

いずれにしろ、選挙はどことも厳しいと思いま
すので、そういう面に適応する候補者が必要では
ないか、こういうふうに私は思っております。

それから、登載者個人の選挙運動についてで、
公営、いわゆる国費でどの程度になるかという問
題でありますけれども、これは今試算して、自治
省においてやっておりますのが、名簿登載者をこ
れはいろいろの実績等々から三百五十九人の名簿
登載者ということ念頭に置いて、これより少な
くなると思えますけれども、この数値を用いて計
算いたしますと、大体国費が五十一億。ただ、こ
れは多いようですけれども、選挙にかかる費用と
いうのは六百五十億から七百億ぐらい参議院選
でかかるわけですから、そういう意味では有権者
にしっかりとわかっていただくという費用としては
決して大きいものではない、必要なものではない
かと、こういうふうにおもっております。

内容は、自動車の使用費が一億二千万、通常は
がきの作成費が九千五百万、無料はがき購入費が
二十一億、ビラ作成費が一億二千六百万、選挙事
務所の立て札等々が千五百万、それから選挙運動
用の自動車、船舶等が三千八百万、ポスター作成
費が二億三千五百万、演説会の施設公営費が九千
百六十万、それから無料のバス購入費等が十五
億、候補者用の交付物資が七億三千万、これで大
体五十一億という国費が必要になるというふう
に計算しておるわけでございます。

○森山裕君 須藤議員さん、御答弁をいただき
ありがとうございます。

今御答弁を聞かせていただいて、かなり量の面
で抑制をしていただいておりますので昔みたいな
ことはないのかなというふうに思いますが、た

だ、私は選挙というのはある意味では命がけで
権者に自分の政策を訴えるということには必要な
ことだというふうに思っております。

鹿児島県の選挙区を見てみましても、与論島か
ら熊本県境まで実は六百キロぐらいござい
ます。

飛行機を乗り継ぎ、漁船を乗り継いで離島まで有
権者の皆さんに政策を訴えて歩くわけでありま
すけれども、大変な労力を必要といたしますが、た
だ、それに耐え得る体力があるかどうかというの
はやはり政治家としての必須の条件なんだろうな
というふうに思いますと、幾らか選挙運動とい
うのは過酷になることもやむを得ないのかなとい
うふうに思っておりますし、皆さんお元気なのも
そういうことをクリアしてきたからなのかなとい
うふうにも思っておりますが、できるだけ金銭の面
でも銭酷区と言われることにならないような配慮
というのはお互いがしなきゃいけないことなの
かなというふうに思っています。

また、国費がどの程度かかるのか少し懸念を
いたしておりますが、全体の量からしますとそん
なに極端に国費がかかるという制度になってい
ないということでも理解をいたしますし、ある意
味では安心をいたしました。

次に、魚住議員さんに一点、保坂議員さんに一
点伺ってまいります。

魚住議員さんにまず伺いますけれども、非拘束
名簿式比例代表制で、個人名または政党名の選
投票方式をとっている例が諸外国の中にどの程度
あるのかをまずお示しをいただきたいと思います。

次に、保坂議員さんに伺いますけれども、今回
の改正法におきまして候補者が設置できる選挙事
務所は、旧全国区の場合は十五カ所であったもの
が今回は一カ所というふうになっているようであ
りますが、選挙事務所とはどのようなことを言う
のか、その定義を少しお示しいただければと思
います。

以上でございます。

○委員以外の議員(魚住裕一郎君) 非拘束名簿式

比例代表制においては、名簿中の候補者を選択し
て投票する制度でありますので個人名投票が行わ
れているものでございますが、個人名投票のほかに、
多くの国においては個人名投票と政党名投票
の選択制を採用しているところであります。

この非拘束式比例代表制を採用している国とい
たしましては、ベルギーの上院下院、それからノ
ルウェーの上院下院、オーストリアの下院、オラ
ンダの下院、フィンランドの、これは一院制で
ございます、とデンマークなどがあるわけござい
ますけれども、オランダとフィンランドは別で
ございますが、個人名だけでございまして、ベル
ギー上院下院、ノルウェー上院下院、オースト
リア下院、デンマーク一院でございまして、この個人
名投票と政党名投票の選択制を採用しているとい
うところでございます。

今、一カ所訂正いたしますが、オランダの下院
が個人名投票だけというふうになっております。
以上でございます。

○委員以外の議員(保坂三蔵君) ただいまお尋ね
がございました今回の法の改正におきまして、候
補者が設置できる選挙事務所は一カ所となってい
る、しかしこの選挙事務所とはどういうものか
というお尋ねでございました。

御案内のとおり、選挙事務所とは候補者の選挙
運動の本拠地でございます。特定の候補者が当選
を期するために選挙運動に関する事務について継
続的かつ総合的に事務を取り扱う場所的な設備、
これを選挙事務所と称しております。

したがって、次のような場所は逆に選挙事
務所ではないと言われております。

一つには、政党の対策本部のように候補者全体
の選挙運動について対策を練るところ、これは選
挙事務所ではございません。また、単に一回限り
演説の打ち合わせをやるとか、あるいは選挙運動
用の文書、図画の単なる保管をする用にすぎない
作業を行うような場所も選挙事務所とは言われま
せん。

それからもう一つは、電話センターでございま
すが、電話による選挙運動を行うにとどまる限り
の場所、これも選挙事務所ではないと解されてお
ります。

以上でございます。

○森山裕君 魚住議員さんと保坂議員さんから御
答弁をいただきました。

非拘束名簿式比例代表制というのは、何か我が
国が特殊なことをやろうとしているのかなという感
じを国民は受け取っていますけれども、決してそ
ういう制度ではなくて、先進諸国で広く行われて
いる制度であるということがよく理解をできまし
たし、このことも国民の皆さんにわかっていただ
く努力を我々はしなきゃいけないというふう
に思っています。また、選挙事務所のことにつきま
してもよく理解ができました。

私の質問は以上で終わりました、あと阿南議員
さんをお願いいたします。

○阿南一成君 自由民主党の阿南一成であります。

今回の参議院議員の選挙制度の改正につきま
しては、非拘束名簿式比例代表という従来からの比
例代表選挙とは異なり、個人の顔、名前が見える
選挙制度になるということであり、選挙を実際
に行う者にとっては大変やりがいのある制度であ
ろうと思っております。

しかしながら、明年に選挙を迎えられる方々
にとりましては、準備期間などからも若干の戸惑い
があることは事実ではないかと思えます。さはさ
りながら、一たび国会で決められれば与野党が全
く同じ土俵で競うこととなりますので、我々も精
いっぱい努力をしなければならぬというふう
に考えている次第であります。

さて、それでは早速我が党森山議員の総括的な
質問に引き続き、私は若干技術的、個別的な事項
に関して質問させていただきます。

まず、今回のこの法改正案が国会で議決をされ
たならば、参議院名簿登載者である個人にも選挙
運動が認められることとなります。候補者本人の

選挙運動を認めれば、当選人の決定に有権者の意思が反映され、選挙への有権者の関心が高まり、政党色が薄まり、参議院にふさわしい人が選ばれるということであり、大変意義が大きいと考えておる次第であります。

しかし、一方で、先ほど森山議員も指摘をしておりましたが、選挙にお金がかかり、残酷区、銭酷区などという批判があることも事実であります。それでも候補者本人の選挙運動を認めることとされた理由は何でありますか、まず最初に参議者にお伺いをしておきたいと思ひます。

○委員以外の議員(須藤良太郎君) 先ほど申し上げましたけれども、今回は個人名への投票を認めるわけでございます。そうしますと、今の拘束で党名を入れる選挙と違って個人名を売らなければなりません。よく理解してもらわなければなりません。そういう意味で、今の衆議院の小選挙区、参議院の選挙区と同様の選挙運動を認めざるを得ない、こういうことで個人への運動を認めたわけでございます。

ただし、これは拘束のときと同じ党としての選挙運動がありますので、それと一体となって個人運動をやるということで個人の運動はできるだけ最小限に絞る、そういう方向で決めたわけでございます。

○阿南一成君 ありがとうございます。次に、参議院名簿登載者に認められる選挙運動の量ということでありますが、範囲はどのような基準で決定されたのかについてお伺いしておきたいと思ひます。

全国区制時代の当初は、選挙運動期間は二十三日間でありました。昭和五十八年にはこれが十八日間になり、現在は平成四年から十七日間に短縮をされております。その期間中に全都道府県を回るということは実際には困難なことであろうと考えております。選挙運動の量はどんな基準でお決めになったのであるか、お伺いしておきたいと思ひます。

○委員以外の議員(須藤良太郎君) 二十三日の旧

全国区から、今回は十七日間と、日数は相当減った面もございます。そういう意味で、いろいろの選挙運動についてはできるだけ絞るということであるわけでありまして、一つは政党にやっていた運動が政見放送、新聞広告、それに選挙公報、これはかつては個人ですけれども、これを政党がやる、こういうことになりました。あと個人は、先ほど申し上げたようにできるだけ政策なり情報を有権者にわかつていただくという意味でビラなりポスターなり、あるいは街頭演説等々も認めることにしております。いわゆる法定選挙運動経費というものがあつたわけですが、これをかつての全国区のものに比べて四割ぐらい少ない形で抑えよう、そういう方向で認めておるわけでございます。

○阿南一成君 次に、参議院の名簿登載者に今回から認められることになった選挙運動、ダブるようでありまして、実際に戦う我々といつたしましてはこの辺が非常に重要であります。どういう種類の運動が認められることになるのか。

さらに、全国区制の時代にはお金がかかり過ぎる、肉体的に過酷な行動を候補者に強いというような批判が行われておりました。今回の改正では、全国区制の場合と比較をいたしまして、どういふ点が認められ、どういふ点が認められなくなったのか、全国区制との異なる点についてクリアに御説明をいただければありがたいと思ひます。

○委員以外の議員(須藤良太郎君) 今もちょっと触れましたけれども、具体的に申しますと、今度選挙運動として認められるものは選挙事務所、これはかつては十五カ所でありましたけれども、一カ所。これは相当経費の節減にもなるわけでございます。

それから、自動車、船舶等でございますけれども、かつては二十三日間ありまして、これを三台で回っていたわけでありまして、今回は十七日間、回れないところもちろん出ますけれども、二台に減らしたと。

それから、はがきにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、どうしても有権者数が二割四分ぐらいふえている、八千万から一億と。こういうことで、私としては、これは非常に静かな選挙運動でありますから、ぜひはがきの数はふやそうと、こういうことで十二万枚から十五万枚にふやしております。

それから、ビラは三十五万枚、多い方がいろいろ宣伝はできるんですけども、これはひとつ絞ろうというところで、約三割以上減の二十五万枚、三十五万枚から二十五万枚に減らしております。

それから、ポスターにつきましては、これはいろいろプロジェクトチームの議論のあつたところでありまして、今いゆる投票所が全国で五万三千カ所ということありますから、その五万三千カ所に一枚ずつ、これは二、三十万人の投票者がおつと思うんですけども、そこに一枚だけ張つても五万三千、いわゆる地域の広狭がありますから、そういう面も含めて七万枚を今回認めよう。かつては十万でありましたから、これも三割減にしております。

あと個人演説会、これは自由による、街頭演説もやれるということで、それに乗車券等のパスを認めておるわけでございます。

以上でございます。

○阿南一成君 選挙運動の方法は多様であること、比例代表のように全国という、選挙区も広大であるために多くの経費を要するということになるのであります。しかし、経費には一定の制限を設けなければ、選挙そのものが候補者の人物、識見、政策等を争うことよりも候補者の資金力の争いになる危険性があります。

そこで、公選法では選挙の公正を確保するために選挙運動に関する支出の限度額を定め、候補者はこの限度額を超えて支出できないこととしております。これを超えて支出すれば、出納責任者に罰則を科し、連座制により当選人の当選を無効とするという制裁制度を設けておると承知いたしております。

そこで、今回の改正により参議院比例代表選出議員選挙の候補者の選挙運動に関する寄附、収入、支出に関する制度は従来とどのように変わるのか、その違いを御教示賜ればと思ひます。

○委員以外の議員(保坂三蔵君) お答え申し上げます。

参議院比例代表選出議員の選挙におきまして、このたび候補者の選挙運動が認められることとなりますと、これについて衆議院の小選挙区選出議員及び参議院の選挙区選出議員の選挙の場合と全く同様に、出納責任者、収支報告書、法定選挙費用に関する規定等の寄附、収入、支出に関する規定が適用されることとなります。

ちなみに、出納責任者につきましては、候補者一人につきまして一人を候補者または政党等が選任し、または候補者みずからが出納責任者となることになっております。

出納責任者の主な職務といたしましては、御承知とは存じますが、選挙運動に関する支出に関する事務、また二番目には会計帳簿の備えつけ、記載及び三番目には収支報告書の提出が挙げられております。

選挙運動に関する支出につきましては、一部の費用に関する場合を除きまして、出納責任者以外に行うことができないことになっております。

次に、収支報告書でございますが、選挙運動に関する寄附、収入、支出につきましては、その相手方の氏名、住所や金額を記載した書類であり、領収書を添付した上で中央選挙管理会に提出することになっております。

選挙運動に要する支出につきましては、政令で定める額を上限としており、これを超えて選挙運動のために支出を行うことは禁じられております。ところで、ただいまお話のあったところでございまして、なお、出納責任者が買収等の一定の選挙犯罪を犯した場合は、選挙運動に要する支出の上限を超

えて選挙運動のために支出をした場合には連座制の適用がございいます。

以上でございます。

○阿南一成君 従来までの拘束名簿式比例代表の選挙では、いわゆる連座制の適用がありませんでした。それは、選挙運動は政党が行うものであったということと連座制の適用がなかったためであらうと理解をいたしております。

しかし、今回の改正では、以前の政党色が幾分弱まったとはいえ、個人が得票した票は政党に合わせて計算されその政党の当選人の数を決定することとしており、政党が行う選挙の部分もあると考えられます。しかも、政見放送などは候補者個人には認められず政党等にのみ認められることとなっております。全国単位で行われる比例代表選挙では、候補者の目はなかなか全国に行き届かない点も否定できないのではないかと考えられます。その結果、選挙犯罪について連座制を適用するのは少し酷かなような気がいたすわけでありますが、この点についてどのような見解を發議者はお持ちであるか、お伺いをいたしたいと思います。

○委員以外の議員(魚住裕一郎君) 連座制は、選挙の腐敗を防止して公正な選挙の実現を図るために、候補者のために行われる選挙運動において一定の選挙犯罪が犯された場合には、その候補者の当選を失わせたり、あるいは立候補の制限をする制度であります。

これまでの政党等の得票数を競う拘束名簿式の選挙においては、そもそも候補者のために行われる選挙運動というものが想定されておりました。また、仮に政党が行う選挙犯罪について連座制を適用して政党などのすべての当選人の当選を無効にすることは、選挙の公正を確保するためといえども余りにも過大な制裁となるものであります。そのような理由から、参議院の比例代表選出議員の選挙につきましては連座制の適用がなかったところでございます。

今回の改正では、参議院比例代表選出議員選挙における候補者の選挙運動が認められる以上、他

の選挙の場合と区別して連座制を適用しないという理由は見出しがたいわけでありまして、候補者個人のために行われる選挙運動における選挙犯罪につきまして連座制を適用することが適当である、このように考えるところであります。

また、目が行き届かないのではないかというお話、確かに全国広いわけではございますが、過去にも全国区の選出議員選挙におきまして連座制が適用されていたところでありまして、選挙が行われる地域が大きいことをもって連座制を適用しないということとは適当ではないというふうに考える次第でございます。

○阿南一成君 ありがとうございます。

参議院名簿登載者に連座制を適用するに際して、その連座制の対象となる選挙犯罪は候補者のために行う選挙運動において行われた行為に限定をされておるようでありまして、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

また、その場合に、選挙運動員の選挙活動が、一体、名簿届け出政党等のためになされたものであるのか名簿登載者個人のためになされたものであるのかの区別はどこで判断をすればいいのか、この点についてもお伺いをしておきたいと思っております。

そして、仮に当選人について連座制が適用されて当選が無効とされたとした場合、その当選人の獲得した得票は名簿届け出政党等にカウントされ、無効とはならないのではないかと思考する次第であります。これはちょっと不合理ではないかというふうにも考えます。しかも、同じ名簿届け出政党等の別の候補者がその連座制の適用となった候補者の得票の助けをかりて当選するとなると、どうも矛盾があるような感じを受けるのであります。その点についてはどのように考えたいのか、發議者の御見解をお尋ねしておきたいと思っております。

○委員以外の議員(魚住裕一郎君) そもそも連座制は当選人の当選を失わせる制度でございます。当選を失った者の得票を無効とする、そこま

で及ぶ制度ではございません。また、連座制の効果を政党などの得票にまで及ぼすということは、候補者の氏名の記載による投票を行うことによつて候補者への投票の意思を示すと同時に、候補者の所属する政党等への投票の意思をも示した有権者の意思にも反するということになると思料します。

しかも、これまで拘束名簿式の選挙においては、選挙に与える影響が過大であるというような理由から政党等への連座制の適用を排除してきたところでございまして、非拘束名簿式の選挙においても、特に連座制の適用対象となった候補者の得票数が多い場合には同様な問題が生じるところでございます。

以上の理由から、連座制の適用対象は当選人の身分についてのみに限定することが適当である、このように思料する次第でございます。

○阿南一成君 議員立法でありますので、大変細かい質問を議員先生方にして申しわけないと思うのであります。比例区で戦う我々としてはどうしても押さえておきたいことが数々ありますので、よろしくお願いしたいと思っております。

次に、連座制の適用についてさらに技術的な質問でありますので、答弁者は政府参考人、自治省選挙部長にお願いをいたしたいと思います。

今回、候補者の選挙運動に關しまして、従来の総括主宰者等にかかわる連座制のほか、平成六年に拡大をされました連座制も適用されることとされております。つまり、組織的選挙運動管理者等が買収等の犯罪を犯し禁錮以上の刑に処せられた場合、候補者の当選が無効となり、かつ五年間同じ選挙で同じ選挙区から立候補できないこととなるわけでありまして。

そこで、この組織的選挙運動管理者等にかかわる連座制についてお尋ねをしたいわけでありまして、まず組織的選挙運動管理者等とはどういう者を指すのか、これまでの適用例を含めてお答えをいただきたいと思います。

さらに、組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪に

よる連座制については、候補者等が、組織的選挙運動管理者等が買収等の行為を行わないことについて相当の注意を怠らなかつたときは適用されないこととなっております。どのような場合に相当な注意を怠らなかつた認定されるのか、これまでの適用例を含めてやや詳細にお答えをいただき、議事録にとどめて参考にいたしたいと考えております。

○政府参考人(片木淳君) 二点のお尋ねにつきましてお答えを申し上げます。

まず、組織的選挙運動管理者等についてでございます。

組織的選挙運動管理者等とは、公職選挙法第二百五十一条の第三項におきまして、公職の候補者等と意思を通じて組織により行われる選挙運動において、当該選挙運動の計画の立案もしくは調整または当該選挙運動に従事する者の指揮もしくは監督その他当該選挙運動の管理を行う者と定義されております。

このうち、選挙運動の計画の立案調整を行う者とは、選挙運動全体の計画の立案または調整を行う人を初め、ビラ配りの計画、ポスター張りの計画、個人演説会の計画を立てる人、いわば司令塔の役割を担う人、次に、選挙運動に従事する者の指揮監督を行う者でございますが、選挙運動に従事する者の指揮監督を行う者とは、ビラ配り、ポスター張り、個人演説会の会場設営、電話作戦などに当たる者の指揮監督を行う人、いわば前線のリーダーの役割を担う人をいうこととされておりました。最後に、その他選挙運動の管理を行う者とは、弁当の手配、車の手配など後方支援活動の管理を行う者をいうこととされております。

具体例につきましては、判例を申し上げます。選挙計画の立案調整、運動方針の決定、運動員の指揮監督等を行っていた後援会の事務局長、あるいは候補者の後援者名簿用紙への従業員らの氏名の記入、名刺の配付、ポスターの貼付等を各営業所長に指示した会社の部長につきまして、組

組織的選挙運動管理者等に該当する者としてい
ころでございます。

二点目のお尋ねの、相当の注意の問題でござ
います。

相当の注意とは、社会通念上、それだけの注
意があれば組織的選挙運動管理者等が買収行為等の
選挙犯罪を行うことはないだろうと期待し得る程
度のものをいうとされておるところでございます。

判例につきましては、単に口頭の注意や注意文
書を事務所に貼付することで足りるというもの
ではない、あるいは通り一遍の注意や努力をすれ
ば連座制の適用除外となるというのではないとし
ておりまして、組織的選挙運動管理者が買収等を
しようとしても容易にこれをなすことができない
だけの選挙組織上の仕組みをつくり維持すること
が相当な注意の内容になると判示しておるところ
でございます。

○阿南一成君 ありがとうございます。

次に、参議院名簿登載者に認められる選挙運動
のうち、候補者自身が負担しなくていい、いわゆ
る公営とされるものについて若干お伺いしておき
たいと思います。

選挙に巨額な費用がかかり、それが選挙の腐敗
の大きな原因になると言われております。公職選
挙法ではできるだけお金がかからない選挙を実現
させることを目指しておるわけでありまして、候
補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として
選挙公営制度を採用し、これまでその拡充合理化
を進めてこられたと理解しております。

その公営の範囲であります、今回の改正でど
の程度認められることになったのか。例えば、選
挙事務所の維持費や選挙はがきのあて名書き、そ
れからビラの配布に要する人件費、ポスターを張
るための人件費などについては実は実際には膨大
なものになると考えておるわけでありまして、れ
ども、どこまでが公費で負担することになると考
えておられるか、発議者の御見解を賜っておき
たいと思います。

○委員以外の議員(保坂三蔵君) お答え申し上げ
ます。

参議院名簿登載者が認められました選挙運動の
うちで公営的な負担になる、公営とされるものは次
のとおりでございます。

具体的に申し上げます。

一つは、選挙運動用自動車の使用に関してで
ございます。二つ目は、通常はがきの郵送料。三つ
目は、通常はがきの作成費。四番目には、ビラの
作成費。五番目には、選挙事務所用並びに自動車
及び船舶用の立て札及び看板のたぐいの作成費で
ございます。六番目に、選挙運動用ポスター、い
わゆる五号ポスターの作成費でございます。七番
目に、公営施設での個人演説会の開催。これは、
同一施設につきましては一人一回となっております。
八番目に、特殊乗車券及び特殊航空券でござ
います。

なお、ただいま申し上げました中で、通常はが
きの郵送料、これは発送した分ですね、それから
公営施設での個人演説会の開催、そして特殊乗車
券及び特殊航空券以外につきましては、一定の条
件を満たしていない場合には公営となりません。
以上でございます。

○阿南一成君 今のお答えを聞いておると、
ビラの配布に要する人件費、ポスターを張るため
の人件費等々については公費負担でないというふ
うに理解をしてよろしいのではないかと思います。
でき得るならばその辺も考えてほしいという
気はありますが、これはこれで次に移ります。

そして、この選挙運動費用を公費で見てもら
えるための条件ということですが、何びとも
被選挙権があれば立候補することが認められてお
り、若干の形式的要件はあるものの、本来は自由
に立候補できることとなっております。それはま
た憲法が保障するものでもあります。

ところが、残念ながら、本当に当選することを
目的としない、例えば泡沫候補、言葉は悪いです
が、というような方々も現実にはあらわれるわけ
であります。そういう人々まで公費で一定の選挙

費用を見るとすると、国からの支出は膨大とな
り、またそれは妥当性を欠くことになると思え
るのであります。したがって、公費で負担する対象
者を制限するのにもまた当然であろうかと思いま
す。

そこで、一定以上の得票が得られないような候
補者については公費で選挙費用を負担する必要は
ないのではないかと考えますが、公費から選挙費
用を支出する条件という要件をどのように設定
していかなければならないか、お伺いをいたし
たいと思います。

○委員以外の議員(保坂三蔵君) お答え申し上げ
ます。

従来より、一定の範囲の選挙運動につきまして
は、候補者等の過重な負担を避けるために公営と
されてきたところでありますが、今般参議院の比
例代表選出議員の選挙におきまして、参議院名簿
登載者個人に選挙運動を認めることとする以上
は、同じような趣旨から一定の範囲の選挙運動に
ついて公営を行うことが適当であるものと判断さ
れたところでございまして、お説のとおりでござ
います。

しかしながら、すべての名簿登載者の選挙運動
について公営を仮に認めるということになります
と、参議院名簿届け出政党等において名簿登載者
を乱立させる、そんな事態もあり得るために、公
営となる場合には制限を設けたところでございま
す。

すなわち、公営の対象となる参議院名簿登載者
は、自己の所属する参議院名簿届け出政党等に
いて当選者の数の二倍までの順位にある者と限定
しております。これはいわゆる足切りでございま
す。なお、基本的にはこれは参議院名簿届け出政
党等において、供託物が没収とならない参議院名
簿登載者の数に相当すると思っております。

以上でございます。

○阿南一成君 ありがとうございます。

公営選挙の対象に認められれば一定の選挙費用
について公費で面倒を見てもらえることになるわ

けであります、その条件が当選者の二倍までの
名簿登載者までという条件であるとお伺いしま
した。

そうであるとなれば、名簿届け出政党等の間の
比較をいたしますと、ある政党等で公営となる名
簿登載者よりも多くの得票を得ていながら、少な
い得票の他の政党等の名簿登載者の方が公営選挙
の恩恵に浴するということになる場合もあると考
えられます。もしそういうことがあるとするなら
ば、これは矛盾ではないか、ミスマッチではない
かというふうには私は思考するわけでありますが、
このような状況についてどのように理解をすれば
よろしいか、御見解を賜りたいと思います。

○委員以外の議員(保坂三蔵君) お答え申し上げ
ます。

確かに御説のとおり、ミスマッチが全くないと
は言い切れないと思います。しかしながら、今回
新設した公営のいわゆる足切りの制度は、供託金
の没収対象とならない限りで参議院名簿登載者に
公営を認めようというものでございまして、個人
を選択するほかの選挙において供託金が没収され
るときに公営が受けられないということがないこ
とと同様のものがございます。

そして、参議院名簿登載者の氏名を記載した投
票とは言いながらも、参議院名簿届け出政党への
投票でございまして、それには変わりなく、参
議院名簿登載者の氏名の記載はあくまでもその参
議院名簿届け出政党内での順位の格付という点で
のみ意味を持つものでございます。したがって、
異なる参議院名簿間においてその名簿登載者間の
得票数を比較するということが自体はそもそも意
義がないものであると考えておりまして、これに
よって公営の対象とするか否かを判断すべきでは
ないと考えております。

以上でございます。

○阿南一成君 次に、選挙用ポスターについて若
干お伺いをしておきたいと思っております。

参議院名簿登載者は、候補者個人の選挙運動と
してはポスター、ビラ、はがきなどが認められる

ことになりました。全国の有権者に自分の名前を書いてもうたためには有権者に名前が浸透しなければなりません。そのためには、日本全国を対象にすればポスターは我々にとっては何枚あっても足りないわけであります。しかし、枚数制限なしとするならば、幾らでもポスターを印刷して張れる候補者が有利になり、結局はお金が当選を決定するということに相なるのではなからうかと考えておる次第であります。ただ、今回我々は政見放送その他で電波を使つてのみずからの名前を売り込むことができない仕組みになっております。そうであるとするば、このポスターは大変重要であります。

今回の提案ではポスターの枚数制限が七万枚というところであるようですが、過去の全国区の時代には十萬枚であったということでありますので、それよりも少ない七万枚になった理由は何であらうかと。ポスターを張る人件費はみずからが持つということでありますので、十萬枚が七万枚になったことについての発議者の御見解を賜りたいと思ひます。

○委員以外の議員(保坂三蔵君) 引き続きまして私から御答弁をさせていただきます。

ただいまお話がありましたポスターの件でございますが、旧全国区選挙におきましては、お話しのとおり候補者一人当たり十萬枚のポスターが認められておりましたが、今回お金のかららない選挙、これを何とか実現したいという観点から、これを削減することを基本的な発想としたところでございます。

具体的には、平成十年、さきの選挙でございますが、執行された参議院の通常選挙の投票区数、これが全国で五萬三千力所でございます。また、各投票区に最低一枚のポスターを掲示することを前提としたしまして、投票区の広さがございますから、広さなど複数枚掲示をする場合があるということを経合的に勘案いたしまして、旧全国区の選挙の三割減の七万枚、これを御提案しているところでございます。

○阿南一成君 お金のかからない選挙というのは国費もかからないということをよく理解いたしました。ただ、戦う者といましては、公営の部分はできれば多い方がありがたいというのをもたまた我々の率直な意見であることを申し添えておきたいと思ひます。

次に、以前の比例代表選挙と変わしまして、今度は参議院名簿登載者は候補者個人としての選挙運動が認められることになりました。それは有権者に個人名を書いてもらわなければならないのでありますから、個人の選挙運動は当然であります。

しかしながら、さらに候補者自身を知ってもらうために有効と思われる政見放送、経歴放送、新聞広告及び選挙公報を認められなかったのは、我々選挙を戦う者にとっては大変不十分ではないかという気がしてならないのであります。また、非拘束名簿式比例代表は個人の選挙と言いつつもこれを認めないというのは矛盾しているのではないかと考えるのであります。これはなぜ認められなかったのでしょうか。何か認めるに都合なことがあるのでありましょうか。

また、あわせて伺いたいのは、政見放送、新聞広告及び選挙公報において参議院名簿届け出政党等が名簿登載者の氏名、経歴などについて紹介することはあり得るのか、どうなるのか。その点についてもあわせて伺ひたいと思ひます。

○委員以外の議員(保坂三蔵君) 御答弁申し上げます。

全く御趣旨は私も理解できます。今回参議院の比例選出選挙はいわゆる全国を一つの選挙区として行われるために、お話しのとおり選挙運動においてはマスメディアを利用することは重要であると思ひます。今回候補者個人に選挙運動が認められるようになりまして、その氏名等を周知徹底するためには、政見放送、経歴放送、新聞広告及び選挙公報といった選挙運動を行うことが効果的であることは私も言うまでもないと思ひます。

問題は、しかしながら、限られた放送時間また紙面の枠内において政党の候補者個人に時間や紙面を割り当てるのは物理的に困難であると判断したからでございます。このような点から、マスメディアの利用に関しては、残念ながら現行のとおり参議院名簿届け出政党等に認められているものの中で利用してもらう、限定するということがいたしました。

したがって、経歴放送は行わず、政見放送、新聞広告及び選挙公報につきましては参議院名簿届け出政党ごとに行うことにしたのでございます。

○阿南一成君 ありがとうございます。

今日、国民の多くがパソコンを持ち、インターネットを利用して情報を収集いたしております。これからは、政党や政治家にとってもますますインターネットを使った情報のやりとりが重要になってくるのではないかと思ふのであります。選挙においても、インターネットをどのように活用していくべきか、選挙にお金がかからないようにするためにインターネットを上手に利用することも大変重要ではないかと考える次第であります。

そして、お隣の韓国においてはコンピューター通信を使った選挙運動が認められていると聞いております。しかしながら一方で、そのインターネットの匿名性を悪用して他の候補者の誹謗中傷が後を絶たないということも事実の問題であります。

今回、参議院名簿登載者は、全国を単位とする選挙でありますから、全国を対象に選挙運動をしなければならぬわけで、インターネットの利用が認められれば選挙費用の観点からも大変助かるという気もするのであります。今回の法改正でインターネットの利用を見送った理由について伺ひたいと思ひます。

○委員以外の議員(魚住裕一郎君) お答え申し上げます。

御質問の趣旨は全く私も同感するところでござ

います。今連日のようにIT革命でありますとかまた電子政府等々言われている中で、なぜ今回インターネットによる選挙運動を認めない、改正を見送ったのかという質問でございます。

今現在、インターネットのホームページにアクセスいたしましてコンピューターのディスプレイに表示される画面は現在の公職選挙法上の文書画面に当たるものというふうに分解されておまして、公職選挙法に規定されました文書画面以外は掲示、頒布できないというふうになっておまして、インターネットを利用した選挙運動は禁止されているというふうに分知しているところであります。

ただ、インターネットは時代の趨勢でございますし、それを活用した選挙運動というものを認めるか認めないか。ただ、これにつきましては、参議院のこの比例代表選挙のみならず、他の選挙を通じて選挙運動全般の問題でございます。パソコンの普及状況でありますとか、あるいは情報格差の問題などに検討すべき点が多いことから、今回の改正では手をつけまいとしたものでございます。

このような点も含めまして、インターネットを活用する選挙運動につきまして、今後各党各会派において議論していただくことが肝要であるというふうに思料するものでございます。

以上でございます。

○阿南一成君 次に、供託金の没収について伺ひたいと思ひます。

新聞報道では、今回の改正によれば各名簿届け出政党等はできるだけ多くの名簿登載者を立てるのが当選人をたくさん得られる方法だということであろうかと思ひます。ただ、名簿登載者の数には上限があり、比例代表選出議員の総数は本法改正後は九十八人になりますから、半数改選の総数は四十八人ということに相なからうかと思ひます。一回の選挙でそこまでは名簿登載者を立てることが可能であるのではないかと考える次第であります。

しかし、名簿登載者一人につき六百万円の供託金を必要といたしますので、四十八人ですと総額二億八千八百万円が必要であります。これで仮に二十人が当選をいたしたとするならば、ぜひ二十人当選していただきたいと思うのでありますが、二十人の倍額四十人までは供託金が返還されるというところに相なるかと思えます。その差の八人分の供託金である四千八百万円が没収されるということになるのかと素人で判断をいたしておるわけですが、この点について発議者の御答弁をお願いしておきたいと思えます。

○委員以外の議員(魚住裕一郎君) 御質問のとおりでございます。

参議院比例代表選出議員の選挙における供託金の制度につきましては、今回の改正でも特に変更していません。すなわち、参議院名簿届け出政党等は「名簿登載者一人につき、六百万円又はこれに相当する額面の国債証券を供託しなければならない」となっております。当初の届け出時の名簿登載者の数がその政党の当選人の数の二倍よりも多いときは、六百万円をその超える人数に乘じて得た額が国庫に没収されるというふうになっております。

以上でございます。

○阿南一成君 選挙運動に関する質問でございます。すので、やや当該者として細かい質問をさせていただきます。ただ、大変よく理解をいたしました。これで私の質問を終わり、木村議員に引き継ぎます。

○木村仁君 自由民主党の木村仁でございます。私は自由民主党・保守党を代表して質疑する者の一人として若干の質疑をいたしますが、既に同僚の森山、阿南両委員から、非拘束名簿式比例代表制及び定数削減の問題について、その背景、経緯等を含め基本的な問題についての御質疑がありましたので、私は主としてこの新しい選挙制度についての投票者から見た若干の問題点について明らかにする意味で御質問を申し上げたいと思えます。

まず、端的に御質問を申し上げますが、投票において個人名とともに政党名投票をお認めになる、その趣旨をわかりやすく御説明いただきたいと思えます。

○委員以外の議員(月原茂皓君) お答えいたします。

今回の制度は御承知のように代表制というものが伴っているわけであり、前のように、全国区のように党というものを離れているわけではなくて、そういう意味では党に対する投票である、そしてまた個人は党の順番を決める場合の役割を果たす、こういうことでもあります。そして、今既に答弁者からありましたが、多様な意見を吸収していくというシステムを考えたとときに、党ということが非常に大きな役割を果たすわけであり、

そして、この選挙制度そのものでいうふうにして当選者が決まるのかということは、委員御承知のように、個人名、そしてまた党の名前、党名、そういうものを合算して、そして案分ドント方式で決めていく、そしてその順位については個人名が多い順番からしていく、こういう制度でありますから、当然のことながら政党名というものは非常に大きな役割を果たすわけであり、

また、十二年の五月から、御承知のように海外の投票も行われています。こういう方々について考えると、個人名というよりは党の方に、ちょっと迷って、この人もいい、あの人もいいんだがこの党に信頼がある、こういうような場合に党名を入れたい、こういうふうなことも考えられるわけであり、

以上のようなところから、政党名の投票を認めるというふうを考えているわけであり、

○木村仁君 平成二年七月三十一日の選挙制度審議会の答申では、参議院の議員というものは職域的な代表や専門的知識、経験にすぐれた人材が選出されるようなものとする必要があるとともに、参議院の政党化をできるだけ抑制することができようなものとする必要がある、こういう二つの

理想を述べております。

しかしながら、その中で、非拘束名簿式比例代表制を採用すべきであり、かつ候補者個人名による投票にあわせて政党名による投票も認めるという提案もされておられ、今回の制度改正もその答申と一致しておりますので、私はあえて異を唱えるわけではございませんが、投票する投票者としては、やはり顔が見える選挙をしたい、自分はこの人を先ほど申しました職域的な代表や専門的知識、経験にすぐれた人だと思って投票するのだ、だから一層純化して個人名による投票だけを認めた方がいいのではないか、政党名を書くのは有権者の気持ちとしては矛盾するのではないかと、疑問を呈する向きがございます。これについてはどのようにお答えをいただけるのでございましょうか。

○委員以外の議員(月原茂皓君) 第八次答申においても書いてありますが、これは両方書くということがいいんじゃないかというふうになっております。

御承知のように、投票者側からいえば、自分はもちろんAならAという人を投票したい、これは自分たちの意見を代表している職域の代表でもある、こういうことがあろうかと思えます。しかし、その名簿を提出している党、この人は個人として出ているのではなくて、甲という党の代表であるとして出ているわけであり、しかし、御承知のように、そういう職域以外の方でもやはりその比例制の方を選ぶ権利があるわけであり、

しかし、必ずしもその職域代表だけではなくて、その他のことで、党としての意見、そのような多くの職域の代表を出しているその党に信頼を置いて投票しようという方も私はおられる、こういうふうにいるわけであり、そういう意味で、先ほど申し上げましたように、多様な意見、単に職域代表という意味だけではなくて、党というものに対する信頼というふうなことで、このAという人、Bという人を推している党そのものを信頼して投票しようという方々もおられると思

ます。

繰り返しますが、先ほど委員も御指摘になったとおりであります。余りにも政党性が強くなり過ぎた、そしてその順位も党が決めていく、そういうふうな拘束制であると、それはかえって選挙に対する関心が薄くなる、こういうようなところから、顔の見える選挙であり、そして職域代表というものを選んでいただく、活性化していく、そういうようなことで個人名というものをし、

○木村仁君 よくわかりました。

ただ、選挙民は、今地元に行っているいろいろお話をします。また東京でいろいろな方々にお会いしますと、今回の制度改正によって昔の全国区と同じように個人の候補者を投票するものと、みんなそう思っているわけでございます。

そこで、個人名でもいいし政党名を書いてもいいのだということをかなりよく周知徹底しないと混乱が生ずるおそれがあると思えます。例えば、また後ほど問題にしますけれども、政党名を書いていいんだね、それなら個人名は候補者の名前、政党名はほかの政党に入れておこうかみたいなのが出てこないとも限らないから、そういうところは十分周知徹底をしなければならぬのではないかと思います。

少し理屈っぽくなりますが、今回の投票行為というのは、個人名、候補者名で投票をし、あるいはそれにかえて政党名で投票するという二重になるわけですが、一体この投票の本質的な性格というのは政党に対する投票なんですか、つまり個人名を通じて政党に対して投票をするのか、それとも政党、直接政党に投票した人は当然そうであり、個人の得票なのか、最終的には政

党の投票として理解すべきものか。

先ほど発議者の御説明では、有権者は第一段階として政党を選ぶのである、第二段階として個人を選ぶのであるというお話がありました。私はそのとおりだと思えますけれども、心理的には個人をみんな入れるんだと思えますので、国民の皆さんに政党に対する投票であるならば政党に対する投票だということを理論的に明らかにしていただいた方がいいのではないかと思いますけれども、そこそこはどうかというのであります。

○委員以外の議員(月原茂皓君) なかなか難しい御質問、十分おわかりになりながらおっしゃっているわけであります。

しかし、先ほど申し上げましたように、拘束制比例代表制ということではなくて、これは非拘束比例代表制というところに重点があるわけでありまして、党の方がリストを出す、その中から自分たちの職域代表であり、また自分の意見を代表していただけるということで、より親しみのある人を選んでいく、個人名で投票していくということでありまして、私は、究極的には党に対する投票であるところを考えなければ、例えば当選後、じゃその人が他の党に移っていいのかという話にまで発展するわけでありまして、基本的には党であるところ。

しかし、今までの方法、拘束制であると党が官僚化してくる、党の方が順番を決める、そういうことになって有権者の方々から見れば遠い存在になって政治そのものに関心を失っていく可能性もある。憲法学者もそういうことを述べているところでありまして。また、多くの方々がそういうふうに出てくる。それを打開するために、個人という意見を、思ふ人、この人をぜひ通していただきたい、上位におつて必ず議会で活動していただきたい、こういうふうな感じで投票されるわけである。

だから、繰り返しますが、基本的には党に対するものであるとともに、党がバラエティーに富んだ

いろいろな層の方々をリストに出して選んでいただく、こういうふうなことだと考えておられるわけでありまして。

○木村仁君 御趣旨はよくわかりました。この点についてもやはり国民に十分説明をし、自分たちはまず政党を選び、そしてその政党の参議院名簿の中から自分が最も望ましいと思う人を入れるのであると、こういう過程について十分認識をしていただく必要が私はあると思います。それゆえにこそ、できるだけ早くこの制度を議決して、そして十分の周知期間をとる必要があるというようなことを私も考えている次第でございます。

次に、投票者が投票いたします場合に、原則としては名簿の中から個人名を選んで候補者名で投票することになると思いますが、あわせて政党名を、あわせてといいますか、それでもいいし政党名でいいということになると、あるいは両方書きたくなる人がいて、山田太郎、自由民主党、あるいは自由民主党、山田太郎と書く人がいるかもしれない。あるいは、中にはさき申しましたように早合点をして、山田太郎、自由民主党でなくて他の政党を書くというような場合もひょっとして起こってくるのではないかと思います。この両方書いたもの、まあ二つ違うのを書いたのは当然無効であろうかなとも思いますが、二つ書いたものは有効になるんですか、無効になるんですか。

○委員以外の議員(月原茂皓君) お答えいたします。

今のお話で、複数という今御質問のことに絞って申し上げますと、個人名と党名というものを書くとした場合に限定してお答えいたしますと、個人名とその名簿登録をされておる党と両方書かれた場合には、個人としてカウントする、有効である、有効であるとともに個人としてカウントする、有効であるとともに個人としてカウントする、有効であるというように、最後はその個人に幾ら票が入ったかというところによって順位が決まってくるわけですから、そういうふうになります。

そして、違う党、木村先生をほかの党と一緒に書いた、仮にそうした場合には、これは今お話しのとおり無効であります。

○木村仁君 この点も、余り両方書いてもいいんだよということとは宣伝しない方が、個人名をきちんと書いていただくということでもよろしいんだと思いますが、中には変わり者がいて、自分の票は二つ書いたから案分してくれと、個人はこっちでいいが政党はこっちにくれというふうなことがあるやもしれません。これは変わった人でありまして、そこまで考える必要はないのではないかと思います。

いずれにしても、一般にいろいろな話を聞いておりますと、もう大変複雑な投票になるおそれがある。各党が参議院名簿を出して、そしてその中から選んで一つの名前を書くということでありまして、三百五十九人、もっとふえるかもしれない、そういうものをどうして判断するんだらうかということの中から、あるいはいっそのこと記号式にして、ある政党部分の中の一人のお名前をチェックしてはどうかという意見を言う方もいらっしゃると思います。これもしかし、相当膨大な事務量になりますし、大変だろうとは思いますが、記号式とするという意見に対してはどのようなお考えになりますか。

○委員以外の議員(月原茂皓君) 記号式というのはまたこれは非常に複雑なことになるまして、結局書くのは何かといえば普通の選挙と同じように原則として多くの場合個人名を書かれる、一人だけ書くわけですから、ほかの選挙と同じであります。そういう意味で、記号式をとらなかつたということでもあります。

○木村仁君 記号式という方は、記号式の方が政党名もはっきりしているから開票の集計がやりやすいんじゃないかと。一体、四百人、五百人という選挙でもってどのように開票するのか、開票が非常におくれるのではないかとこのことを心配する人がいます。心配する方は主としてジャーナリ

ストの方でいらっしゃるから、私どもは選挙というものはそんなに一晩でわからなくてもいいんだという気がしないでもありません。アメリカの選挙なんかは一週間ぐらいしてやっと結果がわかっていくようなこともあるわけでありまして、しかし我が国の国民性として迅速を重んじるわけでございますから、またこの開票の問題についてはいろいろと御議論があることかと思いますが、私はきょうはその面については触れないようにしたいと考えております。

そこで次に、大変概括的な質問を申し上げて失礼かと思いますが、ございしますが、やはり非拘束名簿式比例代表制を採用した場合に、有効投票は大体わかりますけれども、無効投票というのがたくさん出てきはないかと心配する方がありますが、その典型的な無効投票というのはどんなものだろうかなというところを、私もよくわかりませんが、国民によくわかっていただくと意味でお尋ねしておきたいと思っております。

例えて言えば、山田太郎・自民党と書くことは他事記載になるのかも知れませんが、そこまでお答えになる必要はございませんが、典型的な無効投票というのはどういう種類のものがあるのか、時間いっぱいお答えいただければ切りがいいかと思っております。

○委員以外の議員(月原茂皓君) お答えいたします。

どのような投票が無効投票と扱われるかと、我々発議者の方でもいろいろ検討いたしました。そこで、国民の皆さんにも理解していただけるように具体的に幾つか例をつくりましたので、それを御紹介したいというふうなふうに思います。

名簿に登録されていない者、あるいは除名、離党等の届け出がなされている名簿登録者または被選挙権を有しない等の理由で本来は公職の候補であることのできない方を記載したもの。我々が検討したとき、森喜朗というふうな書いた、これはもう無効だということになるわけでありまして。

そのほか、名簿届け出政党以外の政党、その他

の団体を、先ほど申し上げましたが、政党も書くことができるわけですから、その他の団体を書いたと。例えば、新撰組と書いたと、こういうのが無効である、こういうことであります。

それから、一票中に二人以上の名簿を、先ほど党と複数のお話を申し上げましたが、一票中に二人以上の名簿登載者の氏名または二以上の名簿届け出政党を記載した場合どうなるだろうか、こういうことも考えました。ここに検討したときのお名前を申し上げて恐縮ですが、須藤良太郎、小山孝雄、これは二人書いたら無効だと、こういうことであります。これは小山と書けば有効ということでありまして。そして、自民党、保守党と、こう二つ書いたらこれは無効である、保守党と書いていただいたら有効である、こういうことであります。

次に、一票中に一人の名簿登載者の氏名及び当該名簿登載者にかかわる名簿提出政党以外の、要するに本人が属していない党の名前を書いたもの、例えばAという人が甲という党から推薦されておるのに、A、乙党、こう書いた場合は無効である。ここに書いてあるのはちょっと例が悪いんですが、須藤良太郎、共産党、こういうふうに書いたらこれは無効だぞ、こういうことであります。

次に、候補者たる名簿登載者の氏名または名簿提出政党の名称、略称のほか、他事を記載したのも、要するにほかにいろいろなことを書いたものは無効だと、これは今の選挙でもそのとおりであります。

しかし、こんなものは有効だと。須藤良太郎（自民党）と括弧して書いた、これは有効だと。須藤良太郎先生と書いても有効だと。永田町自民党と書いても有効じゃないかと。自民党と括弧して書いても、これは括弧して自民党の代表者です。それから、これは有効じゃないかと。自民党さんと書いても有効だと。ですから、公明党さんと書いても有効である、魚住先生と書いても有効である、こういうふうになるわけでありまして。

以上の御答弁をさせていただきます。

○木村仁君 では、午前中の質問を終わらせていただきます。

○委員長（倉田寛之君） 午前の質疑はこの程度にとどめます。

午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十三分休憩

午後一時一分開会

○委員長（倉田寛之君） ただいまから選挙制度に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○木村仁君 午前に引き続き御質問を申し上げます。

午前の最後の時間切れの直前に私ちょっとコメントをしようと思ったのでございますが、投票の有効無効の問題については新しい制度のもとで若干難しい問題が生ずるおそれがあるわけでありまして。

特に、公職選挙法第六十八条の「無効投票」という項は、従来は衆議院について規定し、参議院については、「前項の規定は、参議院比例代表選出議員の選挙の投票について準用する。」となっていて、あとは技術的な読みかえ規定だけだったわけでありまして、今回は第六十八条第三項に「参議院比例代表選出議員の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。」ということと、「所定の用紙を用いないもの」でありますとか、あるいは「公職の候補者たる参議院名簿登載者でない者」、「そういう者を書いた場合でありますとか、そういうものをずつと列挙して第十号に及んでいくわけでございます。

これは、やはりこれから新しい事態が生ずる場合を想定して細かな規定をなされたのであろう

と、私はそのように解釈し、またこれが本場に国民にわかりやすい形で運用されることはもちろんであります。そのことが事前に国民にもできるだけ周知徹底されることが望ましいと考えております。

そこで、これは議員立法でありますから発議者の皆様のお力によって書かれた法律でありますけれども、極めて技術的な部分でございますので、この条文が入ったことによって、一体有効無効の判定にどのような差が出てくるんであろうかというのを私なりに疑問に感じるわけでございまして。

そこで、大変恐れ入りますが、議員提案に係る法律について自治省の感覚をお聞きするのはいいのかもしれないけれども、ぜひお答えをいただきたいんですが、これは今までの拘束名簿式と比例代表制のもとにおける有効無効の判定と、今回の新しい法律のもとにおける有効無効の判定が入って整理されることによって有効無効の判定に大きな差ができるだろうかということが一つ。それから、今度の新しい制度では、一般的に地方選挙区等で行われている有効無効の判定、例えば先生と書いてもいけれども、のばかやろうと書いたら無効であるとか、そういう積み重なった事例がございまして。そういう点についても大きな差ができるのか。やや、まあ今までの常識に従って判定されるであろうと、違うところは候補者名と政党名が二つ書いてある場合の判定ぐらいが変わってくるので、あとはおおむね同じだということなわけです。

ちょっとその感覚だけでも結構でありますから、お答えをいただきたいと思っております。

○政府参考人（片木淳君） お答えをいたします。まず現行法でございますが、今回の制度は、登載者個人に対する投票とそれから政党に対する投票、両方を兼ねて許されておるという制度でございます。

そこで、現行につきましても二点について若干御説明をさせていただきますと思います。

まず参議院の選挙区選挙の場合でございますが、いろいろと投票の効力に対する取り決めが公職選挙法上に定められております。その中で、今御指摘のありましたとおり、「公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの」、これは無効とされておるのが一般原則でございます。しかしながら、ただし書きがございまして、「職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。」というのが現行法第六十八条一項六号に書いてあるわけでございまして。

それから、もう一つ申し上げました比例代表の、政党に今現在投票しておる制度についての規定でございますが、同じような規定が六十八条の二項以下にございまして、その中で、「名簿届出政党等の「名称及び略称のほか、他事を記載したもの」ということで、同じく他事記載は無効だという規定になっておりますが、これも同じくただし書きがございまして、「本部の所在地、代表者の氏名又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。」ということで、何々先生というふうに書かれたものは有効になるという規定がございまして。

今、先生御指摘のとおり、今回の新法におきましては議員立法でございますが、それらの規定を勘案されて六十八条の二に三項を起こされまして、ちょっと省略いたしますが、参議院名簿登載者の氏名、氏もしくは名または参議院名簿届出政党等の名称もしくは略称、失礼いたしました。もとへでございまして。ちょっと条文を間違えました。六十八条第三項第八号でございまして。

「公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称及び略称のほか、他事を記載したもの」ということで、同様の規定を置かれておられます。

そして、そのただし書きで、「公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名の記載のある投票については当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の同項の規定による届出に係る名称若し

くは略称又は職業、身分、住所若しくは敬称の類を、参議院名簿登載者の氏名の記載のない投票で参議院名簿届出政党等の同項の規定による届出に係る名称又は略称を記載したものについては本部の所在地、代表者の氏名又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。」と。

前段申し上げましたのは、参議院名簿登載者の氏名の記載のある投票については職業、身分、住所もしくは敬称の類を、後段申し上げましたのは、参議院名簿届出政党の名称または略称を記載したものにつきましては本部の所在地、代表者の氏名または敬称の類を記入したものはこの限りでないというふうになされておるところでございまして、御指摘のとおり、基本的には考え方は従来線を踏襲して立案されておると、このように理解をいたしております。

○木村仁君 先ほど私が例に出しまして、自分でもよくわからなかったからこれは別として申し上げましたけれども、専門家にお尋ねしておきたいんですけれども、山田太郎(自由民主党)、これは有効である、それでは山田太郎・自由民主党ならばいいかですか。

○政府参考人(片木淳君) ただいま御紹介いたしました提案されております法文によりまして、「・党名」というものも有効と考えられます。

○木村仁君 では、概して言えばこう理解していいでしょうかね。

今まで我々は候補者名で投票した経験もある。今まで我々は比例名簿については政党名で投票した経験もある。今度新たな時代は、ひょっとして政党名と候補者名二つが書かれる場合がある。大体今までの有効無効の判定はずっと引き継がれるのであって、もしそこにややこしい問題があるとするれば、両方書いていいということに伴って新しい事態が生ずるかもしれない。その程度に考えておいたらよろしいでしょうか。

○政府参考人(片木淳君) 御指摘のとおりかと存じます。

従来からの考え方の蓄積がございますのでその

上に立ちまして、しかしながら、今回の制度は初めて名簿登載者個人の名前とあるいは政党の名前、名称を書けるという新たな制度でございまして、その制度の考え方に基きまして、従来の解釈の延長線上に立ちまして、御指摘のような基本的な方向で解決をしていくべき問題というふうを考えております。

○木村仁君 これは発議者に対する要望が選挙管理委員会に対する要望か知りませんが、国民はやはりできるだけ無効票にならない投票をしたい、ただきたいわけでありまして、周知期間の間、候補者名で投票してもいいし政党名で投票してもいいし、事によったら、矛盾しない限りにおいては両方書いてもいいんだということを十分周知徹底させていただきたいと思ひますし、基本的には選挙の常識が引き継がれていくんだよ、新規な部分が多く余りたくさんあるものではないんだよということ国民が納得できるようにしておいていただきたいと願うものであります。

次に進みます。

候補者の氏名、政党名というのはいろいろあるわけでありまして、従来も政党、氏名が全く同じ、政党名簿の中の、参議院名簿の中の順位づけは違ふでありまして、全くと同じ候補者がいるという事態は十分予想され、それに対する対応の制度はあったというふうな考えてよろしいでしょうか。選挙部長、お願いいたします。

○政府参考人(片木淳君) 基本的には御指摘のとおりかと存じますが、現行法上、政治資金規正法と公職選挙法上に政党の名称保護の規定がございまして、両立する場合はかなり少ないというふうな考えております。

○木村仁君 発議者にお尋ねいたしますが、候補者の氏名及び政党名が全く同一である候補者、政党が存在して、選挙人の投票がいずれに対する投票であるか判明がない場合も有効な投票であることは間違いない、こういうふうな存じますか、いかがですか。

○委員以外の議員(月原茂皓君) お説のとおり、

改正法の六十八条の二第三項の規定によって有効と判断されます。

○木村仁君 両方が有効であるという場合には、当然案分によってその得票数が決まっていこうと思ひますが、この案分の方法でありまして、これはどのような方法で案分なさる、例えば政党名で全部案分するとか、あるいは政党と氏名両方書いたものも加えて案分するとか、どのような想定でこの条文は書かれておられるのでしょうか、ちょっとお尋ねしておきたいと思ひます。

○委員以外の議員(月原茂皓君) その点については、まず前提条件と申しますと、開票区ごとに当該候補者その他の有効投票数または政党名投票に係るその他の有効投票数、要するに有効投票数を見て、それによって案分していくということになります。

○木村仁君 そうすると、有権者に対するわかりやすい説明としては、要するに個人で書かれたものも政党で書かれたものも両方書いたものも、すべて政党に対する投票である。これは先ほど確認したところであります。したがって、政党の勢力によって案分するんですよ、こういう説明でよろしいでしょうか。

○委員以外の議員(月原茂皓君) 非常にわかりやすく問うていただいております。ありがとうございます。

○木村仁君 次に、非拘束名簿式比例代表制の導入によって、立候補者の立候補の際の手続がどうなるかということをお聞きしておきたいんですが、これは制度そのものの成り立ちを一応確認しておきたいんですが、私がここであえてコメントをつけ加えますならば、平成二年七月の選挙制度審議会の答申においてこのあたりがどう書かれていたかというところ、各政党はあらかじめ候補者選定に関する手続を定めなさい、そして、かつこれを届けるものとすると。そして、

「候補者届出及び名簿届出の際に、候補者選定の経過及びそれが定められた手続に基づいて適正に行われた旨の宣誓書を提出するものとし、虚偽の

宣誓については罰則を設け、かつ、公民権停止の対象とする。」というようなことを示唆しているわけですね。

今回の改正にはこまでは書いていないだろうと思ひますが、したがって所定の法定の手続によつて行われるんだと思ひますけれども、私も、この部分については自由民主党もやっぱり反省し、きちっとしたことを少なくとも明らかに、法律になくとも明らかにしていくべきだと思うのでございまして、できればそういう部分も含め、どのような手続、法定の手続とそれから心構えについて御感想をいただければありがたいと思ひます。

○委員以外の議員(保坂三蔵君) お答え申し上げます。

過去の経緯まで触れていただきまして、大変わかりやすいお尋ねになりましたことに感謝しております。

このたびの非拘束名簿式の比例代表制の導入に伴いまして立候補の手続の変更がございました。参議院名簿提出について次の二点の変更でござい

一つは、拘束式から非拘束式に変わったために、当選人となるべき順位をあらかじめ付さないで候補者の氏名を名簿に記載することになったわけでございます。なお、これに伴いまして、従来は名簿登載者の補充をする際、この届け出の際に当選となるべき順位の変更も可能でございましたが、今回の規定はこれが適用されないことになりました。

二番目でございまして、先ほどのお話にも触れておりますが、比例代表選出の選挙に連座制が適用されることとなりました。その場合には、立候補制限が課されるということになったために、立候補の際に候補者が提出する宣誓書の中に連座制による立候補制限が自分には課されていない旨を誓うことになったものでございまして、当然これは遵守されるものと考えております。

○木村仁君 政党の候補者名簿、参議院名簿作成

が透明度の高い公正なものにならなければならぬということをお私にここで強調いたしておきたいと思ひます。そして、思ひはすべて御同様であらうと思ひますので、あえて答弁は必要といたしません。

次に、これは国民の皆さんのためにここで御質問をしておきたいと思ひますけれども、大体地方に行き、あるいは東京で友人等と話し合つても、案外理解度が低いのでございます。ですから、昔のとりの拘束式比例名簿制度が導入される以前の全国の選挙がまた行われるんだね、そうすると名前はその名前を書けばいいのかねぐらゐの話で、これは相当世俗的知識のある方でもそう言われることがあるので驚くわけでございますが、そこで念のために、非拘束名簿式比例代表選挙においては当選人は一体どうして決まってくるのか、その点についてわかりやすく御説明をいただければ幸ひでございます。

○委員以外の議員(保坂三蔵君) この点につきましても私から御答弁させていただきます。

今回の非拘束名簿比例代表選挙におきましては、当選の順番でございますが、次のように決定される仕組みになっております。

まず、各参議院名簿提出政党ごとに各名簿登載者の氏名が記載された投票と名簿届け出政党名の名称、略称、先ほども御説明がありました、記載された投票を合算いたします。各参議院名簿提出政党等の得票数をそこで計算することになります。次に、二番目に、これをドント式によりまして各参議院名簿届け出政党等の当選人の数を決定いたします。このあたりは前回と同じでございます。そして、その後でございますが、個人名が記載された得票数、これ順番になります、各参議院名簿届け出政党等ごとに、いわゆる各政党ごとに当選人となるべき順位を定めます。政党内で仮に同じ得票になったといたしますと、この際は、従前同様くじで決めることになっております。

以上のように、定められた当選人となるべき順位及び当選人の数に従ひまして、各参議院名簿届け出政党、いわゆる各政党ごとの当選人が定められることになっております。

○木村仁君 その中で、これはもう従来からやっていることでありますから社会的常識だと言つてしまえばそれまでなんですが、各政党の得票をまず一で割りなさい、二で割りなさい、三で割つて四で割りなさいと。そして、その一覧表をつくつておいて、まず一番多いところを一人と割り当てると。これは当然総得票の多いところが第一位になります。それから、一で割つた中でその次に大きいところがあればそれをとる。二で割つて三で割つて、ずっと行くわけでありますが、これは選挙部長にちょっと確認の意味でお尋ねしておきたいと思ひますが、ドント方式というのは、いろんな方式がある中で一番国民にわかりやすい、大体比例案分だねというふうに理解をしたらどうかと思ひますけれども、それでは不正確でしょうか。

○政府参考人(片木淳君) ドント式についてのお尋ねでございます。今、先生から詳しく御説明がありましたように、一、二、三、四を基数といたしまして、それで割つて大小関係で各党の候補者数を決定していくということ、国民の皆さんにも大変わかりやすい制度ではないかということ、従来いふ御議論の中で、現行衆議院の比例選挙においても採用されておりますし、参議院についても拘束式でございますが採用されているというふうに理解をいたしております。

○木村仁君 ドント方式という言葉、かなり広い人々がわかつておりますが、国政報告会や何かで、表をつくつて、そしてこうなるんですよと。まず、一番多いところはこれでありまして、そこに丸をつけてください、二番目は二で割つたこの党が多いからここに丸をつけてくださいと言つて、これはビンゴじゃないんだから丸がそろつたから手を挙げないでくださいなんて言つて説明しておりますと、ああそうか、おれやとわかつたよというふうな、ドント方式という名前は皆さん

よく御存じですけれども、実際はわかつていない。そこで、まあまあいろいろあるけれども、比例的に多くつたものが多くあるという常識なんだよということをおし上げておきますので、ただいま答弁をいただいたので、その方向で私も一生懸命説明を地元でしたいと存するのでございます。

これは参考までに申し上げますが、選挙制度をわかりやすく説明するということは非常に自分の票もふえます。これは確かでございますので申し上げておきたいと思ひます。

ともかく早く議決をして、そして来年の七月までに国民がこの制度をよくよく知つて投票なさる、それが私は一番重要なことではないかと思ひます。

平成五年十一月十二日に参議院自民党の参議院選挙制度検討委員会が公にした参議院選挙制度改革大綱というのがあります。それを勉強させていただきます。ただいまの拘束式比例代表制を非拘束式比例代表及び拘束式比例代表の組み合わせでやたらどうかということも検討をしたという記載がございます。

当選人の決定について、各政党を通じて個人名得票の上位三十人をまず当選人とすると。そしてその後、あらかじめ計算して定められたドント式の当選獲得実数から、その三十番までと称して、よつて当選した人の頭数を引いて、残り、この場合は拘束名簿でありますから、順番に高い方から拾つていくということをやたらどうかということも検討されたというふうに書いてあります。

あるいは今回の場合も、事によつたら各政党を通じて三十人までは当選させておいて、あとドント方式で来たものを今度は新しい個人の投票によつてつけた順番によつて、もう三十人枠で当選した人は衆議院の重複立候補者みたいに失格させていけば決まってくるのではないか、こういう感じもしないではありません。

そのことをお聞きしたいのではありませんけれども、新制度のもとでは、候補者の得票数という

ものは参議院名簿に登録された候補者の当選の優先順位を定める資料にすぎないと。政党に対する投票であつて、順位は資料であるとするならば、先ほども阿南先生から御指摘があつたと思ひますけれども、ある党の当選者が他の落選者の得票よりも非常に少ない、そういう場合があり得るわけでございます。そうしますと、これは法定得票数あるいは供託金没収にも満たない比例の方が当選した、これはけしからぬという感情と同じように、何だおれが投票して、しかもたくさんとつてゐるのに落選したのに、向こうの党では少ししかとつていないやつが当選しているじゃないか、これはおかしいと、こう国民は皆思うと思ひます。

ですから、先ほど申し上げました参議院の自民党で一度検討されて、これはもちろんその大綱自身でもとらないという意思は明らかなのでありますけれども、このあたりのところをどういうふうにお考えになつておられるか、お尋ねをしておきたいと思ひます。

参議院自民党のことです。須藤発議者にお願ひいたします。

○委員以外の議員(須藤良太郎君) たしか坂野重信先生が中心にやられた方式だと思ひますけれども、おっしゃる通りに今の非拘束と拘束式をミックスした、一つは投票で何十人が決める、あとは拘束式で決める、こういう方式があつたわけですが、これは相当実現に向かつて進んだわけですが、最後にやはり認められなかった、こういう経緯があつたと思ひます。

この理由は、恐らく、我々も今回この一、二年検討している中で、ミックス方式はどうかという話があるわけですが、どうしても候補者名の得票によるということになりますと、現実にもんな得票に走つてしまふ、こういうことでは、おかしい格好になるんじゃないかと、こういう考え方があつたわけであつて、そういう意味では、今回はいわゆる党の枠としては数えるけれども当選には影響しない、こういう格好にした、こういう

うふうに思っておるわけでありませう。

○木村仁君 だいたいお尋ねいたしました、今回そういう逆転現象ではありませんけれども、非常に個人得票数の少ない人が当選し、しからざる、多くとも落選する場合がある、こういうことについての国民感情についてどのようにお考えになつてゐるか、お尋ねいたします。

○委員以外の議員(魚住裕一郎君) 御答弁申し上げます。

ただいまの逆転現象でございますけれども、非拘束名簿式ではありますけれども、あくまでも比例代表選挙でございます。その数え方が、名簿登載者の氏名を記載した投票の名簿届け出政党の政党の得票数に換算されて各党の当選人が決定されるというシステムになつてゐるわけでありまして、いわゆる名簿登載者の氏名の得票数というのは、当該名簿届け出政党の中における当選人となるべき順位を決定する際の意味を持つ、それにすぎないというふうに考えられるところでございます。

したがって、今先生お尋ねの異なる参議院の名簿間において逆転現象が生じたといつたとしても、名簿登載者の得票数を比較すること自体ほとんど無意味というふうに考えるべきだろうというふうに思ひます。

しかも、選挙運動は名簿届け出政党自体も選挙運動が認められるわけでございます。各政党の事情によりまして政党の名称、略称を中心に運動を展開するということもあるわけでございます。今御指摘のなされた逆転現象という事態は、むしろ当然の前提として含まれてゐるというふうなところでございます。

○木村仁君 この問題も結局、今御答弁がありましてとおりだと存じますが、要するに個人名で投票するけれども、その本質は政党に対する投票なんだよということも国民が十分に御理解いただかなければという不満が生じてくる。これは法定得票数に達した人がたまたま当選したとか、あるいは供託金没収になるのに当選したとかという

ことは全く質の違うことだということを理解していただかなければいけないと思ひます。

当然のことですけれども、供託金没収の方はもう当選できないという法改正はできたわけであり、ますから特に心配する必要はないと思ひますが、そのような感じを持つてゐる次第であります。

次に、これは大変技術的な増末なことで申しわけございませぬけれども、ある政党の得票がすべて政党名による得票のみだと、こんな場合は私は考えられないと思ひますけれども、私が議論する中でこういう理屈を言う人があります。参議院名簿登載者の当選人となるべき順位の決定はくじで定められることになる。それはそうでありませうが、これは大変不合理ではないか、制度に欠陥があるんじゃないかということを議論する、よく勉強する人がいるものだと思つて感心しますが、しかし要するに気持ちにはわかるけれども、いづれその当選の順位を党で決めなきゃいけない、それをあらかじめ決めておらない、得票数によつて決めるのがこれなんだから、決められなきゃくじで決めてそれで当然だと、こういうふうに関き直つて私は答えたんですけれども。

それで、ばかな質問で申しわけございませぬが、これでよろしゅうございませぬ。

○委員以外の議員(魚住裕一郎君) 今回の非拘束名簿式の比例代表選挙においては、投票に名簿登載者の氏名を記載することを原則としておりまして、すべての投票が政党名ということは望ましいことではありませぬ、また余り考えられない事態であります。

私どもも、今回のこの改正案は有権者の民意をより反映させる、その順位にまで反映させる、より有権者に近づいた改正だといふふうな考えでございませぬが、仮にこのような事態が生じた場合、公平を期すということから考えますと、やはりくじによるというふうにならざるを得ないというふうな考えでございませぬ。

○木村仁君 大変幼稚な質問をいたしましたまことに申しわけございませぬでしたが、たまたま議

論の中でそういうへ理屈を言う人がいるものですからお尋ねをしてみただけでございます。

次に、この新制度のもとではと申しますか、もとでもありませうけれども、一の政党の参議院名簿に登録されて当選した候補者が当選後他の政党に移籍した場合は、これは失格するという規定は特に書いてありませんけれども、私はこれまでどおりではないかと理解します。

つきましては、百四十七国会の五月十七日に公職選挙法の改正が行われました。これは御承知のとおり、主要な部分は補欠選挙の統一の制度改正ではなかったかと思ひますが、その中で、この新しい、比例名簿に載つて当選した人が他の政党に移籍した場合は失格するという規定が入つたわけでございます。このこと自体がまだ私は余り国民に周知徹底されてゐない、だから依然として政党間を渡り歩く人がいるのではないかなと思つておる方があると思ひます。

そこで、自治省選挙部長さんにまことに申しわけありませんがお尋ねしておきたいんですけれども、去る五月に成立しました、政党を移籍した場合に失格するという、その起つてきた背景とか審議の経過、そういうものについて御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府参考人(片木淳君) だいたいお尋ねの件でございませぬが、五月十七日に公職選挙法の一部を改正する法律が公布、施行されました。

御指摘がありましたとおり、補欠選挙の期日等を含みまして六項目の改正の中の一項目が、たゞいま御指摘の衆参両院の比例代表選出議員の方がその選挙における他の名簿届け出政党等に移つた場合に退職者となる、あるいは当選人でなくなるという規定でございます。

経緯でございますけれども、いろいろ長い議論の経過がございますけれども、具体的には、私どもお聞きいたしましたところによりまして、憲法論議もかなりあったといふふうにお聞きをしていただいております。憲法に言う国民の代表者という概念、国民代表の概念との関

係でどうなのかという議論を中心に、従来から学界においてもまた政党間においても御議論があったといふふうにお聞きをいたしております。

今申し上げました五月十七日の改正前の公職選挙法におきましては、参議院議員の選挙に比例代表選挙が採用されて以来、一たび選挙された議員は全国民の代表者であるとの考え方から、所属政党等を移動したとしても議員の身分は失われないものとされ、この点についての法的な規定は置かれていなかったものでございます。

これに對しまして、今回の国会法等の改正法におきましては、いろいろ御議論がありましたけれども、提案理由において次のような説明がなされておるところでございます。

政党への投票をもとに選出された拘束名簿式の比例代表選出議員が当選後他の政党に移動することについては、選挙に示された有権者の意思と全国民を代表する議員の地位をめぐつて、国会を初め学界、マスコミ等各方面で種々議論のあったところであります。

これらの議論を踏まえ慎重に検討した結果、本案は、衆議院及び参議院の比例代表選出議員が当選後当該選挙で争つた他の政党等に移動することは、有権者の意思に明らかに背くものであることから、これを禁止することといたしております。

と述べられておりまして、そのような考えで、新たに比例代表選挙であるという点に注目をされまして禁止する措置を講ぜられたといふふうに承知をいたしております。

○木村仁君 念のため確認しておきますが、政党を離れて無所属議員になることは差し支えないんですか。

○政府参考人(片木淳君) 先ほど申し上げましたように、拘束名簿式比例代表制によりまして当選した議員が選挙で争つた他の政党等に移動することが有権者の意思に明らかに背くものであることからその身分を失はれることとしたものでございまして、したがつてもとの所属政党等を離れて無

所属になった場合や選挙時になかった新たな政党等に所属した場合は退職者とならない、また当選人の場合も同様でございます。

○木村仁君 選挙人の意思を裏切つて他の戦った相手に行くのは余りひどいじゃないかということ、党籍離脱をして無所属になること自体は差し支えないように私も理解しております。

ただ、この問題は、有権者の感覚からすれば二様あると思うんです。今回は以前にも増して政党の選挙である、しかし個人の候補者に入れたのであつて、それがどの政党に行こうとおればこの者を支持するんだ、それが失格になるのはおかしいんじゃないかと。そういう事態が生じませんから実際には有権者は余り感じないのかもしれないけれども、そういうことがありますし、逆によく理解すれば、以前よりもっと本当は政党対政党の選挙であるということが明確なんだ、だから当然のことが引き継がれたまでであるというふうに議論する人もいます。

それから、無所属になつてしまえば欠員が生じないから繰り上げもないというふうなことで、これも大変、あるいはうんと名板貸しだけしておいて、何百万も稼いで、当選したら、はいさようならと言つて、無所属で悠々としたいんじゃないかというけしからぬ人も出てくるかもしれないけれども、逆にそういう人をお願いして乗つてもらう、いや別にうちの党に賛成してもらふ必要はないんだ、票だけ稼いだらどうぞ無所属になつてくださいと。そうすると、当選する人も参議院議員にはなりたくない、しかしどの政党も採用してくれない、おれは人気者だから票だけ稼いであげる、そのかわりやめてしまふぞというふうなことがある。

こんなばかんなこともないとは思いますが、国民の投票者の感情はさまざまであらうと思いますが、この今採用された制度で絶対大丈夫だという確認をお願いしたいと思ひます。

○委員以外の議員(須藤良太郎君) 確認は難しい面もありますけれども、まずそういうことはな

と私は考えております。

○木村仁君 今までないであらうと思つたことがいろいろ起つて我々は困惑した経験があります、今回はそのようなことはないと思ひます。

次に、若干午前中の議論の中で、私が担当しようという以外のところで残された問題がありますので、もう一遍発議者の御意向を幾つかの問題点について御質問しておきたいと思ひます。

国民一般は、またぞろ旧全国区のような残酷区あるいは銭酷区に逆戻りするのではないかとこの疑問を持っています、これは先ほどもお話の中では議論がありました。そういう制度にはならないよということを御説明いただければまことに幸いです。

○委員以外の議員(須藤良太郎君) 銭酷区なり銭酷区ということが言われるようになりましたからそういうことがあつたのだと思ひますけれども、私が見た五十八年にこの拘束式に変えるときの提案の理由は、たくさんの中から候補者を選ぶのが大変だといふことが一点と、やはり一つはあとは大きい経費がかかる、もう一つはやはり参議院も政党化を少し考えたいんじゃないか、そういうことで政党の活動ですか、選挙運動、そういうものを考えるべきだといふ三点を提案理由に挙げてこの拘束式に変えております。

御指摘のように、いろいろ残酷、銭酷の問題が議論されたわけですが、たびたび申し上げているように、今回は政党と個人が相互に補完し合つて行おう、政党が拘束でやっている面も、いわゆる政見放送なり新聞広告なりあるいは選挙公報、こういうものはもう個人でやらないで党がやるというふうなことで相当分け合つておりますので、相当個人の負担は軽減されるのではないかと、うふうふと思つておりますし、前にもいろいろ話しておりましたけれども、いわゆる全国区で認められていた運動量を相当、四割ぐらひは落としたのではないかと、こういうふうには思つておまして、できるだけかつての過大な運動は避けるようにと

いうことで考えておる次第でございます。

○木村仁君 とはいふものの、候補者になつてみれば、まずいづれかの政党の参議院名簿に入ることと自分がまたいろいろ難しい運動過程になるのかもしれないと、どうしてもやっぱり個人票をたたくさんとりたいたいということで駆けずり回るといふことが十分考えられるわけでございます。これはやはり候補者の意識改革ということもぜひ必要でございますし、逆にまた有権者の方にそれを期待することは制度をつくる者としてはよくないのかもしれないけれども、有権者の方もこれは昔の残酷区、銭酷区の参議院選挙とは違ふんだと、政党対政党の運動であつて、その運動は政党の運動であるということをよく理解していただかなければいけないと思ひます。そういう努力を今後続けなければならぬのであらう、こういうふうには思ひます。

昔は五当四落と言つて、五億円お金を使えば当選し四億円ではまだ落選する、そういうことがよく言われて、そして全国をまた走り回らなければいけない。それは制度を改正して拘束式名簿の比例代表制になつた後も、私はブラウン運動の運動量は余り変わらぬように思ひますけれども、票を稼ぐのとただ支持を受けていくのとではかなりやっぱりエネルギーが違ふと思つて、参考までに、そういうことが今後はないように願ひながら、自治省にお聞きしておきたいと思ふんですが、よく五当四落の中で多くの候補者が、そのときとは言ひませぬけれども、選挙後短期間にしてお亡くなりになるとかいうことがありまして、また選挙違反者が陸続として出たというふうにも言われます。死亡者、選挙違反者が多く出た選挙で、大体そういう過去の統計から見て、残酷選挙、銭酷選挙の時代は死亡者とか違反者とか、ちよつと妙な質問でございますけれども、統計がございましたら参考までに教えておいていただかせんしょうか。

○政府参考人(片木淳君) 全貌を把握する統計、情報等ちよつと持ち合わせておりませんので、参

考までに選挙期日から三カ月以内の当選人の死亡によりまして繰り上げ補充となつた例、これは掌握できるわけでございます、これで申し上げたいと存じます。

その例といたしましては、第六回選挙、これは昭和三十七年七月一日に執行されておりますが、この際に松村秀逸議員、自民党の方でございます、九月七日にお亡くなりになつておられるということで二カ月ちよつとたつた時点でございます。そういう事例が一つございます。

それから、第九回選挙、昭和四十六年の六月二十七日執行でございます、山本伊三郎議員がお亡くなりになつておられます。社会党でございます、七月八日でございますので十日ほど過ぎてからでございます。

また、村上孝太郎議員が、自民でございますが、九月八日にお亡くなりになつておられるということで、これは二カ月ほどたつておる、二カ月以上でございますが、というこの三例を私どもも掌握させていただいております。

このほか、第十二回選挙、昭和五十五年六月二十二日執行におきましては、向井長年氏が選挙期日の翌日に死亡された例がございますが、このときは当選人の告示は行われておりません。

次に、選挙違反者の人数でございますが、第六回選挙、昭和三十七年七月一日施行が、検査人数が最も多くて一万四千八百二十一人、そのうち買収、利益誘導による者が五五・七％に当たります、八千二百五十八人となつておるわけでございます、それよりは少なくなつておるという状況でございます。

○木村仁君 お亡くなりになつた方の中には私どもも大変お世話になつた与野党の先生がおられるわけでございます、余り不吉なことを聞いて本当に申しわけございませんでしたが、特に選挙違反者については、この六回にわたる拘束名簿式比例代表制のもとでは顕著な事実ではなかったと思ひます。この制度を改正したことによつてそういう違反が出てくるということでは困りま

す。もちろん連座制が強化されておりますのでそういうことは起こらないであろうと思いますし、起こらないことを心から祈念いたしたいと思っております。

〔委員長退席、理事鴻池洋筆君着席〕

次に、ちょっと十分な理解ができませんでしたので、お答えいただいているのかもしれませんが、けれども、もう一度聞いておきたいと思いますが、非拘束方式の選挙の導入によって国費五十億ぐらいが選挙管理費用としてふえるだろう、こういうことでありまして、その人数は三百五十九人ですか、という御説明があったと思いますけれども、三百五十九人を積算された根拠はどういうことでしようか。

○政府参考人(片木淳君) 私ども、この制度が議論される以前でございましてけれども、来年度の概算要求で三百五十九人という数字を用いております。これは過去の選挙の実績から、予算でございまして不足すると困るということで、過去二回の多かった年を参考にいたしまして、選挙公報の区切りの問題がございまして、三百五十九がちょうど区切りのいいところということで採用して概算要求をいたしております。

今回の議員立法におかれましては、私どもも三百五十九と使っておることをお聞きになられまして、同じような考え方で三百五十九人をお使いになつていられるというふうにお聞きをいたしているところでございます。

○木村仁君 そうすると、この三百五十九人という数は発議者に聞いた方がわかるんですか。いかがでございますでしょうか。

○委員以外の議員(須藤良太郎君) 三百五十九人は、今までのいろいろの実績から見てこうだという話を自治省の方から我々聞いておるわけです。

○木村仁君 目の子計算で積み上げられる数字ではありませんから、恐らく今までそうだったというところで大体そういう数字が出ているんだらうと私も理解はいたしますが、一般の国民から見ると大体どれぐらいの人が立候補するんだらうかという

ことは大変関心事でございまして、本当に単純な理屈からいえば四十八名の定数があるわけでありまして、できるだけ多くのの人に努力をさせて、できるだけ多くの票をとるためには四十八人目いっぱい、少なくとも大きな政党は五、六千万の供託金を没収されても構わぬというところは出してくるのではなからうかなというふうに思いますけれども、そういうことになるとまた不健全なことが起こるのかなと、そういうふうに思います。これは自問自答でございまして、お答えは要りません。

それから、今回の改正附則において公定費用の基準法の改正が行われておりますが、これは技術的なことでございましてその内容について知りたいと思っておりますが、発議者でよろしくございませうか。

○政府参考人(片木淳君) 今回の改正附則におきます国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正の内容でございまして、一つは、非拘束名簿式比例代表制の導入に伴いまして政党への投票、名簿登載者個人への投票のいずれもが認められることになりまして、候補者別の分類、案分票の計算等の開票事務が複雑になると見込まれることとから、開票諸経費を増額されておられるということ。それから二番目といたしましては、氏名等の掲示について、当日の投票所における掲示及び不在者投票記載場所内の掲示の方法等に変更がありましたことから、候補者氏名等掲示費の額を改められたこと。この二点であるというふうに承知をいたしております。

○木村仁君 午前中にちょっとだけ言及いたしました、地方公共団体の実務者に言わせると、四百人近くもの人が各政党の参議院名簿によって出てきたんでは開票がもう大変難しくなるということ、ことを言うんですけれども、私はそれについて、まあ選挙の開票なんというものは本当は数日かかってやってもいいんだという気もいたしますけれども、事務担当者として自信がおりになりますか。

○政府参考人(片木淳君) お答えをいたします。ただいまお答えいたしました基準法の改正によりまして、地方団体向けまして基準の改正を行っていただいております。

今後、政令、省令は政府の方で整えるわけでございますけれども、それと予算、この点を詰めていまして、事務につきまして万遺漏のないようにやってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

開票につきましても、御指摘のとおり大変な人数でございまして、これを現場でどのように開票して行っていくかということは、従来にはなかった作業になりますけれども、全国区制度のときには百人、二百人の人数を開票していたわけでございまして、過去の経験も十分に研究しながら、早急に遺漏のないように詰めてまいりたい、このように考えております。

○木村仁君 過去の経験のみならず、ITの時代でございまして、そういうことも駆使して、効率的な開票をお願いいたします。

最後にもう一度申し上げておきたいと思っております。この委員会は正当な手続によって成立し、そして審議を続けている委員会でございます。ここに与党各党以外の会派においては佐藤道夫先生一人しか出ておられないことはまことに遺憾であります。

しかし、周知徹底の期間を考えるならばぜひ早く議決をして、その周知徹底期間を半年以上は置かなければいけないということを考えると、肅々として審議を進めなければいけないと思っております。発議者の御意見を承って、終わりたいと思っております。

○委員以外の議員(片山虎之助君) 今、木村委員から大変適切な御指摘をいただきました。

この委員会は全く適法、正常な手続を経てできた委員会でございますし、そういう意味では我々は全く問題ない、こういうふうにして思っております。むしろ、野党の皆さんがそれぞれの思惑でお出にならぬことが大変遺憾だと思いますし、今、

木村委員が言われましたように、できるだけ早く十分な審議の後にこの法案を通していくということが我々の任務ではなからうかと、発議者全員思っておりますので申し添えます。

ありがとうございます。

○益田洋介君 私どもが理解しているところによりますと、当法案は十分な協議が各党実務者の間で行われた末、最終的には与党三党が政策合意をした、そのようにして発案された法案でございします。

まず、法案の立案の理由について伺いたい、それが一点でございます。それからさらに、この法案の底流に流れます基本的な考え方、この二点につきまして、公明党の参議院制度検討プロジェクトの事務局長までお務めになっていた魚住議員にお答え願います。

○委員以外の議員(魚住裕一郎君) お答え申し上げます。

参議院の選挙制度につきましては、参議院の創設以来、都道府県単位の選挙区、それから全国を単位とする全国区、二本立てで行われてきたわけでございまして、先ほど来御答弁ございしますけれども、全国を単位とする旧全国区につきましては、選挙を行う地域が他の選挙と比べて格段に広いことから、候補者個人の肉体的、また経済的な負担が極めて過酷であるというふう指摘されておりました。先ほどお話しになりました残酷区、残酷区というふうに称されてきたところでございします。

そこで、候補者個人の負担を軽減して、政党の責任において国家有為の人材を名簿という形で国民に提示して投票を行う、そういう拘束名簿式比例代表制ということが昭和五十七年に導入されたわけでございまして、これにつきまして、政党が順位づけを行う名簿に対して政党名のみを投票を行うという形でございまして、顔が見えないということが指摘されておりました。また、過度の政党化がこの参議院にとってふさわしいのかという疑問もございましたし、政党の行う順位づけと

いうものが有権者にとってわかりにくいんではないか、こういうことが指摘されていたところでございます。

この拘束名簿式につきましては、我が公明党は反対の立場で、昭和五十七年当時反対を示していたところでございます。やはり顔が見える、そして参議院にふさわしい選挙制度を追求していくべきだと、そういう立場であつたわけであります。

その後、議長の方から二回選挙をしたら見直しも考えましょうということで声明が出されたところでございますが、それも各党各会派で議論をされてきたところでございますが、平成六年になりまして、衆議院でブロックではございますが同じように拘束式の比例代表制が導入されて、より一層参議院における選挙制度の改革の必要性が認識されるようになってきたところでございますが、今日までなかなか政党間におきまして意見集約を行うことができないという状況であつたわけでありました。

しかし近年、特定の支持政党を持たないといふいわゆる無党派層も増加する中、有権者の政治意識が非常に多様化してきた。このまま拘束名簿式を維持して有権者に政党名投票のみを求めるというところは、国民の多様な意思を反映できないいんではないか。さらに、衆議院に対する抑制、均衡、補完というような役割が我が参議院には期待されているところでございますが、その独自性を十分に発揮するためにも、この拘束式というものは問題があるんじゃないかというふうな認識が広まってきたわけでございます。

そして、来年が通常選挙でございます。この機を逃しますと、次の改革のチャンスというのが四年後になってしまう。そういうこともございまして、来年は二十一世紀の最初の年でございまして、この際、与党として国民に対して責任を負うというその立場で今回の改正案の合意に至ったところでございます。

公明党におきましても、先ほど申し上げたようなやはり顔が見える選挙が必要である、いわば代

表制の中における当選者の順位づけを有権者にゆだねるということでございます。有権者にとつてみれば、より有権者に近づく選挙制度への改正であるというふうな認識をしております。

私も公明党としてはブロック別の、比例区も選挙区も廃止をいたしまして全国を十程度のブロックにして、そこで個人名投票をすべきであるという改革案を持っているところでございますが、一歩前進をする改革案という評価をいたしまして、与党のほかの皆様と一緒に御提案をさせていただいている次第でございます。

以上でございます。

○益田洋介君 ありがとうございます。党の立場また考え方、よくわかりました。

第二次世界大戦終了後に、現行憲法の制定時にさまざまな議論がなされて、二院制についても当然議論がなされて、貴族院が終局的には廃止されて参議院が新しく設置された。

なぜその参議院という名称ができたのか。参議院の参議という言葉は、これは国政に参与する、またはそのことをつかさどる重臣といいますが高官の名称であつた。これは奈良時代から始まって明治の初期まで我が国に実際に置かれていた官職名でございます。そういった古い名前がなぜ戦後新しい体制で出発しようとした現行憲法の制定時の議論に出てきたか、このことについて若干興味がありましたので引用させていただきます。

当時の憲法改正担当の金森徳次郎国務大臣は、このように述べております。古い言葉かもしれないが、諸国の制度を見て知恵を真に出して衆議院を補完し、議会の機能を達成しようという意味が参議院という名前には含まれている。私、来てからわかつたわけでございますが、大変高尚な場所だそうでございます。

さらには、最近ではイギリスの貴族院の機能、二院制のチェック・アンド・バランスの貴族院の機能を果たすために選挙によらないで、むしろ名誉職的なものとして大所高所から御審議を願う場所にしたらどうかというふうな意見まであつて、

かなり高尚な位置づけにされておる。

一方で、今一般の方々、広く懸念されていることは、こうした議論を踏まえましても、今回の法案によって参議院の比例選挙が著名人やタレント候補といった人たちの人気投票化されるのではないかと懸念がなされております。

この点につきまして、経験豊かな片山議員に御意見を拝聴したいと思います。

○委員以外の議員(片山虎之助君) 今、益田委員が言われましたような御指摘をもちこちで私も耳にするわけですが、有名人、人気のある人といひましてもいろいろあるんですね。人気だけの人もありますしね。人気だけではなくても実力も十分ある、専門的な学識がある、もう大変レベルの高い文化人である、知識人である、いろいろな有名人があると思いますが、実力ある有名人が参議院の選挙に出ていただくというのは私は大変いいことだと思ひます。参議院の実力が上がるし。そういう意味で国民の方も大変関心を持っていただける、選挙運動も盛り上がる。そういう意味で、実力ある有名人の皆さんにはぜひ出ていただきたい。

各党は、そういう人を名簿の中に入れるような努力をすべきだと思いますが、ただ単に人気があるだけ、有名であるだけの人を、そういう人ばかりをずっと選ぶような政党というのは、長い目で見れば結局国民から信頼されない、票だけ欲しいのかと、私はこういうことになると思ひます。ね。また、そういう意味では国民の皆さんも大変賢明で良識がありますから、そういう政党はやっぱりその評価を下げると思ひますよ。

そういう意味で、私は、政党自身の自制と国民の良識で、今いろいろ言われている有名人投票化するんじゃないかという心配はそんなにないのではなからうかと。過渡的には幾らかあるにしても、長い目で見ればそういうことに私はならないと、そういうふうに信じておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

(理事鴻池祥肇君退席、委員長着席)

○益田洋介君 各政党、ただいま御指摘いただいたようにそうした方向性で、視座をそうした点に据えて、やはりこれから入選を一生懸命やっていただけるものと思つております。

さらにはまた、選挙民の方々も十分に、先ほど申し上げたような参議院の成り立ちの由来、それから名称の由来、そういったことを御理解いただいた上で間違ひのない選挙をしていただけるものと信じております。

それから、他の先進諸国、特にヨーロッパのオランダですとかベルギー、スイス、オーストリア、スウェーデン、デンマーク、フィンランド等では既に非拘束名簿方式が導入をされて運用がなされております。さまざまな小さな点での差異はそれぞれございますが、非拘束名簿方式というのがこれだけ時間を経たおもしろい運用されているということとは、やはりこれはいい方式であるという一つの証左ではないかというふうに、歴史的にも現実的にもそういうふうなことではないかと思ひます。

それで、さまざまな各国におきまして議論や経験を経た末で導入した方法であるといったことで、そういうメリットというものも当然、委員の方々、発議者の方々、議論をされ研究をされて、そして今回この法案を立案するに至つたというふうに私は理解しております。

この点について若干の見識、御見解というものを須藤議員にお伺ひしたいと思います。

○委員以外の議員(須藤良太郎君) 見識のほどはないのでありますけれども、今、先生御指摘のとおり、非拘束名簿式比例代表制は、オランダ、ベルギー、スイス、オーストリア、スウェーデン、デンマーク、フィンランド等各国で導入されておまして、今回の改正案のような、名簿登載者の間に順位をつけない完全な非拘束名簿式の比例代表制も既にフィンランドでは実際に運用されているというふう聞いております。

こういうふうな非拘束名簿式比例代表制が多くヨーロッパの先進諸国で採用されており、しか

もこの比例代表制の主流を形づくっているということは、議員がおっしゃる通りに、私もこの制度が円滑に行われているというふうな証拠ではないかと、こういうふうな思っているわけであります。

この拘束、非拘束とは関係ないのでありますけれども、せっかくの機会でございますので、参議院の存在とも関連いたしまして若干申し述べさせていただきます。

一院制がこの時代の趨勢であるような誤解が多いわけでありまして、このところ二十近い国々が新たに二院制を導入しているという実績はやはり強く認識すべきじゃないかと、こういうふうな思っております。

例えば、現在準備中のものを含めまして、ポーランド、ルーマニア、チェコ、ユーゴスラビア、クロアチア、スロベニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、南アフリカ、ガボン、ナミビア、レソト、フィリピン、マラウイ、マダガスカル、コロンビア等、たくさんの国々が挙げられております。

これらの二院制増加の原因としては、冷戦終結後の諸国の民主化、改革の成功、及びアフリカ等独立後の政治情勢の中では一院制しかとり得なかったような国々がその民主化の進展によってこのような複雑な制度を採用できるようになったものであるというふうな思っております。

参議院のような直接公選型の上院の増加の理由につきましましては、直接公選の二院制がおおむね十四ほどあるわけでありまして、これは最近の改革によってこれが設置されておるということでありまして、これはさきに行われた上院サミットの対象国となっておりますフィリピンとかルーマニアとかコロンビアとかチェコ、ポーランド等であります。

これらの国々につきましては、ある程度の人口規模を擁し、あるいは近年専制的な国家体制から民主化を実現した国々であります。こうした国々においては、国家の民主制の最終的な担保として

上院が設けられ、上院の権限というものは極めて強いものとなっておりますわけでありまして。

日本の参議院は、私は、現代社会で最も進んでいる制度ではないか、日本の参議院はそういうものではないかと、こういうふうな認識しておるところでございます。

○益田洋介君 ありがとうございます。

ただ、私も若干の勉強をさせていただきまして、ほかの国の選挙制度でございますが、ベルギーの非拘束名簿式というのは、日本の場合、今発案されております法案では全国を一つの選挙区ということとして行っているわけでございますが、ベルギーは国を三十の選挙区に分けて、定数は人口の比率にしているというふうな方式をとっております。先ほど魚住議員が、最終的には十ぐらいの選挙区に分けてというふうなお話をされておりましたが、こういうふうなことが既にベルギーでは導入をされている。

このことのメリットはどういうことかといえますと、選挙民の方々と候補がより緊密な、選挙運動のときもそうでございますし、全国一つの選挙区では広過ぎるんじゃないか、こういうふうな考え方も当然あるわけでございます。この件につきましましては、発議者の方々、発議をされるに当たりましては、議論の最中にありましたんでしうか。もしありましたらどういうふうな御意見が交わされたか、その辺を須藤議員に伺いたいと思っております。

○委員以外の議員(須藤良太郎君) おっしゃる問題は、特にそういう提案もなされておるわけでございます。確かに全国では広過ぎる、もう少しブロックを小さくして選挙してやったらどうか、こういう御意見があることはよく承知しておるわけでございます。

衆議院がああいう形で、十一ですか、比例代表の制度を持つておることもございますし、またやはりこの制度自体が全国的に職能なり職域なりあるいは組織、そしてまた知名度の高い優秀な人材

を出そうと、そういう全国的な規模での考えから発足しておるわけでございます。そういう意味では確かに広過ぎるという面もありますけれども、この全国単一の選挙区をぜひ維持していきたいと、そういうことで一応決定したわけでございます。

○益田洋介君 ありがとうございます。

これはいづれにしても将来的にまた議論がなされるべきテーマではないかというふうな考える次第でございます。

それから、九月六日でございますが、先月、最高裁の大法廷が一九九八年の参議院選挙の結果で、これは要するに一票の格差ということで四・九八倍あった。この合憲か違憲かという議論の末に判断を下したわけですが、結果的には合憲ということでございますが、十五人の合議体裁判官のうち五名の裁判官が違憲であるという主張を最後まで曲げなかった。そして、是正をすべきであると、こういうふうな提言をして今日まで至っているわけでございますが、この点について保坂議員、どのようなお考えでしょうか。

○委員以外の議員(保坂三蔵君) 私からお答え申し上げます。

お話がございました九月六日の最高裁大法廷のさきの九八年の参議院通常選挙の四・九八倍の一票の格差の問題でございますけれども、お話しのとおり合憲という判決でございます。しかし、十五名の裁判官のうち五名、三分の一の方々が違憲という意思を表示いたしましたことは大変重いことだと思っております。しかしながら、このことに関しましては立法府の立場から、司法の独立性をかんがえますと、論評することはいかかと思っております。ところでございますが、したがって、私からは一般論といたしまして一票の格差についての見解を申し上げたいと思っております。

参議院の選挙につきましては、私どもが考えなくてはならないのは、選挙区の特長性というものを心を寄せなくてはならないのではないかと思っております。参議院が創設以来、都道府県単位を

選挙区としてきたことは御案内のところでございます。あわせて、半数改選、さらには三年に一度でございますから、したがって偶数で選挙区の定数を配置していかなくてはならない、こういう基本的な枠組みがございます。それは、先ほど片山発議者からも御説明があったところでございます。

このような仕組みを現実的に処理してまいりますと、定数のうち半分の七十六名、百五十二名の選挙区の定数の七十六名のうち既に四十七都道府県でもう一名ずつとしまわうわけです。残りの二十九名の中で格差是正をするわけでございますから、これは正直言ってなかなか難しいわけでございます。

参議院が創設されたときでさえも既に二・六二倍の格差が生じておりましたから、我々は、こういうことを考えますと五倍程度の格差というのはある意味では仕方ないんじゃないだろうか。しかし、それがもし仕方ないんではなくて是正をしなくてはならない、例えば益田先生からお話がありましたように、全国で、あるいはブロックでというような方法をとっていくということになりますと、都道府県単位を要件としておりました参議院の選挙区の制度そのものを変える必要性が出てくる。

あるいはそれをやらないといたしますと、例えば私は東京出身でございますけれども、今回の鳥取、東京間の一票の格差の重みで申し上げますと、鳥取県は人口六十二万でございます、二名を一名で割りますと三十一万が配当基数になります。三十一万で東京都の一千六十六万を除いてまいりますと、東京都には三十六名の議員が必要になりますというふうなことで、このままの数字を全国で当てはめてまいりますと、おおむね全国では三百五十五名の定数が必要になってくる。我々は定数削減しようとしている昨今の情勢の中、百名ふやさなくちゃならない、こういうような計算式も成り立つわけでございます。

したがって、現状の方式をとっていくとい

第でございます。

うことになれば、五倍以内はやむを得ない。また、私も東京都民の一人といたしまして、今度は非拘束の比例代表制の選挙が行われるわけでございますから、そのあたりでもフラストレーションは解消できるのではないだろうか、このように評価をしているところでございます。

○益田洋介君 それでは、同じ問題でございますが、法律の専門家でないらっしゃいますし、東京在住、前回の選挙は東京選挙区からお出になった魚住議員、この定数は正の問題、それから定数削減の問題、御意見を拝聴したいと思っております。

○委員以外の議員(魚住裕一郎君) お答え申し上げます。

定数削減につきましては、公務員の数でありますとか、また民間企業が一生懸命大変な不況の中リストラをやっているわけでございます、小さな政府、そして効率的な政府ということを考えた場合、やはり定数削減をしていくべきだということに基本的に考えるところでございます。これはもう今回御提案をさせていただいておりますという数字、今回合意をさせていただいて、大体同比率という形で御提案をさせていただいているところでございます、この程度はぜひ実現をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

さて、一票の格差ということでございますが、今御指摘のとおり四・九八倍、今、保坂議員からは一対五程度はやむを得ないではないかと。まあそういう数字になりますとぎりぎりの数字になるわけでございます、先ほど保坂議員からもお答えありましたように、都道府県単位の選挙区制というものをもう一回見直す必要が将来出てくるかもしれない。また、大幅な定数増と、特に東京の場合私もそういうふうに考えるところでございますが、そうすると、逆に鳥取等考えた場合どうなるのか、大変難しい問題に遭遇するわけでございます。

今後なお、今回の改正にもかかわらず、さらに議論を詰めていきたい、このように考えている次第でございます。

○益田洋介君 東京二十一区の補選が先ほど告示になりました。非常に残念な事件が起きてしまったわけでございますが、これは私どもの院ではございせん、ハウスではございせんでしたが、やはり当然のことながら、選挙のたびに国民の方から国会議員の倫理観とか質とか、そういったものが問われる、残念なことではございますが、そういう現実だと思っております。

最近私がお話をする機会がありました慶応大学の村田昭治名誉教授という方が、やはり国会議員の資質について、もっと各政党また候補者本人がいろいろと考慮すべきじゃないかというふうな大変厳しい御意見を拝聴したわけでございますが、村田名誉教授によりまして、国会議員というのは本来創造力にあふれていなきゃいけない、それから洞察力を持っていなきゃいけない、創造力と洞察力を持続する力がなきゃいけない、そういう多面的な才能を持った人間が望まれるんだというて、全く私とは反対のことを言われたのかと非常に耳が痛かったわけでございます。

経験豊かな、また人材を輩出しておられます片山議員、一般論で結構でございますが、将来待望される国会議員の心構え、そういったものを、特に私どもの選挙、来年でございます、心してまいりたいと思っております、御指導賜りたいと思っております。

○委員以外の議員(片山虎之助君) どうも益田委員に大変難しい宿題をいただきました、私も常日ごろ国会議員のあり方、政治家のあり方ということを考えております。自分としてはまだ結論を得ておりませんが、今、益田委員が言われたことは全くそのとおりだと思います。そういう意味で、今後お互いに十分あるべき政治家像を目指してともに精進してまいりたい、こう思います。

そういう意味で、この選挙制度も、そういう議員を選ぶ一つの、私は選ぶ方法としては大変今よりは進んだ制度だと、こういうふうに確信しております。

りますので、まずこの選挙制度をしっかりと成立させることに全力を挙げたい、こういうふうに思っています。

○益田洋介君 やはり国のため国民のためということで、青雲の志を持って防衛庁で働いておられました月原先生、保守党の立場から御意見を拝聴したいと思っております。

○委員以外の議員(月原茂皓君) どうも私が答えるには大変重い質問をいただきました、恐縮しております。

今、益田先生のおっしゃったような資質、足りないところがあればお互いに切磋琢磨してそれに近づくように努力し、またこの選挙制度を通じてより若い人たちの中から国のために役立つ人が参議院に出てくれることを期待し、お互いにこの法律を早く成立させてそういう機運を盛り上げていきたい、このように思います。

○益田洋介君 ありがとうございます。

これだけやはり大事な議論が今回の特別委員会のテーマとして私たちの眼前にありまして、我々は今肅々と審議を進めているわけでございますが、こういった国会のシステムそのもの、また国会議員の資質にもかかわるような大事な議論に参加してこないという野党の方々、非常に残念に思います。もし国会の中のテレビあるいはラジオ等で聞いている方がいたら、ぜひもう一度真剣にお考え直していただきたい。やはり国民の皆様を裏切る結果になってしまふんじゃないか、そういう心配をしてならないわけでございます。

最後に、非常に現実的な問題で、一問だけ質問させていただきます。例えば選挙区候補の方の場合、具体的には例えばポスターを並べ、比例区と選挙区とを並べられた場合に、なるべく比例区の場合も顔が見えるということで、個人名を書いていただきたいということ、この際、選挙民の方に混乱が生じはしないか、そんな気がしてならないんですけれども、何か特別いい手だてというのは、発議者の方、細かい点ではございますが大事な点だと思います。

で、お話しになられたんでしょうか。

東京選挙区の保坂先生、いかがでしょうか。

○委員以外の議員(保坂三蔵君) お答えいたします。

今回の選挙はあくまでも比例選挙でございます、多数の個人選挙でございますので、政党とそれから個人が補充し合って選挙を戦う、しかも運動量も七割に抑えられているという点では、全国的な選挙になるのに気の毒な点もございします。しかし、私どもから考えれば、今回の選挙によって全国的な選挙の運動においては向かないと言われるような立派な方でも当選させるべく、集票能力のある方を戦術的に前面に出してこれらと思っております、そのことをもってそれぞれの選挙区で選挙区から立候補している人と直接的にパッシングするということはないと思っております。

ただ、町の中に一方では公営掲示板に選挙区の候補者の名前が出る、公営掲示板の横に比例区の候補者の名前が出る、こういう点では同じ政党でも二人出ているような錯誤があり得ると思っております、それは技術的にしっかりと、違う選挙の、二回投票する選挙の二種類のポスターであるということがわかるようにしていけば決して失敗はないと思っております。

○益田洋介君 特に、都議会議員選挙も来年の夏は行われるわけでございまして、東京都の場合は何種類ものポスターが並ぶことになるわけでございます。この点やはりしっかりと、無効投票を出すということもつたないこと、これは当然我々も、国会議員も留意していかなくちゃいけないんですが、やはり監督官庁である自治省、具体的にこれはどういうふうな方策を考えていますか。東京の場合は三枚も四枚も張られるわけですね、同じ政党から。いかがですか。

○政府参考人(片木淳君) ただいま御指摘のような問題もあるかと思っております、私どもは選挙民であります国民の皆さんに対する啓発には十分取り組んでまいりたいと思っております、また選挙事務を執行しておる担当につきましても、まだ法案

が成立したわけではございませんが、今後進むに
応じまして私どもも徹底をしてまいりたいという
ふうに考えております。

○益田洋介君 具体的な話まで詰めていらっ
しゃったのかと思つたんですが、まだ法案が通過
していないと、それはそうなんですが、ぜひとも
留意をされて、一票の格差と言っているそれほど
大事にしている一票でございますから、無効票が
ぜひ出ないような方策を頭脳を絞ってぜひとも実
現させていただきたい、そのようにお願いして質
問を終わります。

ありがとうございます。

○佐藤道夫君 佐藤でございます。

まことに異様な事態としか言いようがござ
いません。参議院のあり方そのものにかかわる
選挙制度をどう改めるかと、抜本的な改正を施そ
うというこの法案審議の際に、ほとんど半分以上
と言つたら怒られるか、半分近くの席がもうあい
たまになつてゐる。これは一体どうしたことで
あるのかと、私は思わずそう言わざるを得ませ
ん。

これにつきましては、与党サイドからは、これ
だけ重要な法案の審議に出てこない、審議拒否
と、民主主義の敵だと、こういう言い方がなされ
ております。一方、野党サイドからは、それだけ
重要な法案がある日突然、唐突に提案して、さあ
審議をしてくれと、もう今国会なるべく早く結論
を出したい、急げ急げと、そんな大事なことをそ
う言われても早急に應ずるわけにはいかないと、
与党こそ民主主義に反しているのではないかと、
こういう意見もあるわけでありませう。

さて、いずれが非なのか。国民に聞いてみれ
ば、それはどっちもどっちじゃないでしょうか
と、こう言うに違いないと思ひます。

実は、私、この問題が起きてから、周辺に
人たちが、家庭の主婦を初めとして大学生、サ
ラーマン、友人、知人、時にはタクシーに乗つた
際にタクシーの運転手にも、今国会でこういうこ
とが問題になつてゐる、君たちわかつておるか

と。だれ一人答える者はいない。さあ、たしか参
議院の選挙制度を改めるとかいうふうには聞いて
おりますが何をどうするんですか、そこまで答え
た者はむしろ優の方であります、大体は、さあ
何も知りません、何か国会が勝手にやつてゐるん
じゃないでしょうかと、自分たちが好きにやれば
いいでしょうと、そんなこと我々に意見を求めら
れても困りますよと、これが国民の大多数の率直
な感想だと思ひます。

なぜこうなつたのか。これはやはり与党サイ
ドに重大な責任があると、私はこう言わざるを得
ません。

まさしくある日唐突に、いやもう何年も前から
議論してきたんだと言ひましても、国会内部でひ
そかに議論がされてゐたことはあるかもしれませ
んけれども、それが一度も新聞をにぎわせたこと
もない、テレビに取り上げられたこともない、全
くもつて国会議員だけの話として進んでしまし
て、さあ改正するぞと、これは国の将来、二十一
世紀を見据えた大変な改正なんだと、こう言われ
ても、国民は全くもつて無関心そのものでしょ
う。そんなことは勝手にやつてくれと、こちらは
こちらで忙しいんだと、こう現に言つてゐるわけ
であります。

やっぱりこういうことはきちつと与党から、こ
ういうことで法案を出したいと、国民の皆さん、
御理解してもらいたいということを、幅広く強く
何回にもわたつてPRすべきでしょう。

あるいはまた、そういう話し合いの場を設け
て、野党にきていただいてそして話し合つと、そ
れをまたマスコミが取り上げて報道する。それで
次第次第に国民の関心が高まつていって、あの問
題はおれはこう思う、おまえはどうだ、いやお
れはこつちだ、おまえはあつちかというところで
盛り上がりだして、これが本場の民主主義なん
じゃないかと私は思つてゐます。

私だって、本当のことを言つと余りこんなの関
心も何もなかつたんですよ。私自身も来年か何か
選挙になるらしいのですけれどもね。その私が、

非拘束名簿とは何だと、こういうことを最初に聞
いたくらいなんですやね。

ですから、与党といつたしましては、もう一回思
ひをなして、やればいいと。相手が応じてこない
のが悪いんだと、そんなことを言うのは簡単なん
ですけれども、責任ある立場ですから、もう一回
この問題を振り出しに戻して考えよう。

今私が言つたようなこと、国民がほとんど無関
心だということについて、提案者の方でどなたで
も結構ですからコメントをいただければと思ひま
す。

○委員以外の議員(片山虎之助君) それでは、私
がお答え……

○佐藤道夫君 簡単に結構ですから。

○委員以外の議員(片山虎之助君) ああそうです
か。

この問題が唐突だという御指摘でございます
が、これは拘束比例代表制を導入したときに議長
が、これ二回やつたら見直そうと、大変問題があ
る制度だと、こういうことを言われて、平成二年
でちよつと昔ですけれども、第八次の選挙制度審
議会できちつち議論して、今我々が考えてゐる法
案と同じ答申をしてゐるんですね。あるいはこと
の議長の有識者懇も同じことを言われてゐる。
ずっと埋もれ火のように何回も参議院の中では議
論してきたんですよ。

ただ、佐藤委員言われるように、国民に対する
啓蒙やPRが十分かという私は十分でないと思
ひます。もともと選挙制度というのは大変わかり
にくい。しかも、名前が拘束とか非拘束とか、法
務省の何とかの用語みたいなあれですからね。そ
れは私は各党全部の努力が必要だと、こう思ひま
すから、おまえ少し遅いじゃないかという御指摘
ですけれども、今からでも十分国民の皆さんに理
解していただくような我々も努力をしてみたい
と、こう思ひます。

○佐藤道夫君 平成二年に議論して答申をと言つ
てみましても、それから死んだ人も大勢います
し、新たに選挙権を取つた人もいますし、その人

たちは本当に何も知らない。もつときちつと説明
をして、これ法案を決めるのは国民ですから、国
會議員じゃございせんからね、そして国民の意
見を踏まえて話を進めていく。これは当たり前
のことでしょう。民主主義の原点だと言つても
いい。

今、与党の話をしましたけれども、ほぼ四十
年ほど前に池田勇人という総理大臣がおりまし
て、彼のモットーは寛容と忍耐、こういうことで
した。要するに、あの当時、自民党はもう三百近
い議席、圧倒的過半数を誇つてゐたんですけれ
ども、それを率いる人が、民主主義というのはそ
ういうものじゃないんだと、野党、少数派の意見に
耳を傾ける、時間をかけて辛抱してやつていく、
寛容と忍耐ということのスローガンみたいにして
言つておられました。私、よく覚えております。

これだと私は思つてゐます。野党が反対するの
はけしからぬとか決めてしまへば、もう数だけで
決まるわけですから、国の政治というのは。

この前亡くなられた小淵総理も謙虚という言葉
を使つておられたでしょう。一段とへりくだつて
野党の言い分に耳を傾けてとるべきものはとる
と、率直な意見を交換してその中から国の一番役
立つ法案は何だということを決めていく、そうい
うものだというのは私よくわかると思つてす
よ。

それから、決断と実行と言つた方がおられまし
た。田中角栄さん、決断と実行。そして、彼は
じつと、あのときも自民党はもう三百近い衆議
院の構成員を握つてゐたわけですから、あのと
きも決断と実行、さて何をやるかと思つたら、突
如として小選挙区制の導入を言い出したわけ
です。まさしく国民皆があつと驚いた。野党もび
くりして、こんなものは認められないと言つて猛
反対、マスコミもこれに対して反対。いかに何
でもこういうことは国民全部で議論すべきでは
ないのかと、こういう意見が圧倒的に多かった。

そこで、田中角栄氏はどうしたかという、し
ばらく若干考えまして、そうかと、じゃこれはも

うやめた。この取りやめについても彼ははつきりと決断と実行をしたわけですよ。

大事なことだと思いますよ。民主主義の根幹は私はこういうことにあるんです。やっぱりみんなで議論をする雰囲気が必要じゃないかと。

何か今回のいきさつ、私どちらの肩を持つわけじゃないんですけれども、やっぱり野党の言い分にもそれなりに言い分があるでしょう。票の横流しにつながるかと、いろんなことが言われております。

そもそものが比例代表というのは民主主義の根幹、政党政治そのものですから、政党が責任を持って政策をぶつけ合って、A党、B党が投票してくれと、国民はA党を選んで投票をする。その中から国会で活躍する議員にはどういう人がいいか、政党が責任を持って一から十五番なら十五番まで順位をつけて、その上位十名が国会に送り込まれる。これは当たり前のことでございましょう。それが政党がやるべきことをやらないと。そういうことは大体裏で金が動いているから、それが国民にわかったら大変なことになる。

では何かいい方法はないかと、じゃ非拘束名簿式だと、名前を書かせようやと。それが開かれた政治、顔の見える政治だと言われましても、自民党の二十名のうちだれを国民は知っているというんですか。周辺にいる人一人二人ならわかるかもしれないけれども、その順番がこれでいいのかどうなのかと、こう言われたって国民は応答のしようがない。北海道の人間が大阪を中心として立候補している人を、一体あれは自民党の第何位ぐらいに当たるんだらうかと、こんなことを言われたって困るだけです。

率直に言いますと、これは政党の責任ですから、自民党が党大会を開いて、その場で大勢の黨員を集めて候補者一人一人に演説をしてもらいまして、質疑応答もして、そしてさあ投票してくださいよと。それは少なくとも党の黨員の間では顔の見える選挙、そこで候補者の順位が決定され

る。マスコミもそれはおもしろいといっている。大々的に報道するでしょうから、その他の国民、黨員でない国民も、ああ自民党は今度こういう人をリストアップしているのかと、おれはこの男に入れようか、いやこっちがいいんだらうかと、そういう議論も沸き上がってきて、顔の見える選挙になっていくと。各党皆そういうことをやれば大いに盛り上がりそうです。選挙が始まったらもう自民党のことなんかどうでもいいんですよ。要するに、二十人リストアップされれば十五番目に入ることが問題ですから、自民党はいい政党ですなんと言っている人は一人もいませんよ。おれのことを知ってください、おれに投票してくださいと走り回るだけです。それで比例代表制だと、政党政治の根幹をなす比例代表制ということで大口たたけるんですか。本当に不思議でしょうがない。

大体時間でございますので、今早口で申し上げましたけれども、要点についてお答えください。時間は幾らかかっても結構です。○委員以外の議員(片山虎之助君) 佐藤委員、い

ろんなお立場がありお考えがある中でこの委員会に御参加賜っていることには、発議者として私はまず感謝を申し上げます。それから、池田総理や小淵総理のことを言われて、寛容と忍耐、謙虚、全くそれは心しなければならぬ、政治家全部、特に与党は心しなければならぬことだと思えますけれども、同時に、国会の系統、ルールはちゃんと守ることが必要でございます。国会は国会で審議するところなんです。国会で審議して、審議を尽くして物を決めていくところでございますから、自分が嫌いなものは出てこないとか、自分の嫌いなものが決まるのは嫌だとかというのは、これは民主主義の根幹を否定するようないことになり

ます。その点は私は御一考いただきたいと思ひますし、候補者の選び方は各党それぞれが考えて、

それぞれが自信を持つちゃんとした候補を出すので、今、佐藤委員が言われたことも一理ないとは言いませんけれども、それは各党に対するやや冒流のような点もありますので、選び方が、二十人選ぶのが、だれもどこにも知らないような人を選んで、党の悪口を言いながら選挙運動をするなんというところは、佐藤委員のお考えでしょうけれども、必ずしも私は実態はそういうことじゃないと、こういうふうには思いますので、各党のそこは候補者の選び方、選挙運動については各党にお任せしたいと、このように思いますし、肅々と我々は審議していきますので、今後ともひとつ御協力をよろしくお願いいたします。

○委員長(倉田寛之君) この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案の審査のため、来る十月十二日、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。

なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(倉田寛之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(倉田寛之君) 現時点におきましても、民主党・新緑風会、日本共産党、社会民主党・護

憲連合及び無所属の会所属の委員の出席が得られておりません。

出席が得られ、質疑が行われることをお待ちいたします。

再開時刻は追って連絡することとし、暫時休憩いたします。

午後二時四十二分休憩

午後五時十五分開会

○委員長(倉田寛之君) ただいまから選挙制度に関する特別委員会を再開いたします。

この際、御報告いたします。

民主党・新緑風会、日本共産党、社会民主党・護憲連合、無所属の会及び自由党所属の委員の御出席を得て、質疑が行われることをお待ちいたしました。本日はいよいよ散会いたします。

午後五時十六分散会

平成十二年十月十七日印刷

平成十二年十月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B